

**令和2年 関係府省における予算編成過程での検討を
求めることとした提案の措置状況**

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の 具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の 所管 ・関係府省 | 団体名 |
|------|----------------------|--------------|--------------------------------------|--|--|---|-------|--------------------|------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | |
| 33 | B 地方に 対する規 制緩和 | 消防・防 災・安全 | 物資調達・輸送調整等支援システムとLアラートの連携による入力作業の効率化 | 物資調達・輸送調整等支援システムについて、Lアラート(全都道府県の防災情報システムと連携している災害情報伝達基盤)から避難所開設情報を取得できるよう、システムを見直すこと。 | 当県においては、既に県総合防災情報システム(以下「県システム」という。)において市町村の避難所開設情報等を入力し、当該情報を共有するとともに、Lアラートとの連携により、県民や報道機関等に災害情報を提供している。なお、県システムに当該情報を入力すれば、連携しているLアラートにも同時に同情報が入力される仕組みとなっている。 そうした現状の中、内閣府は、令和2年4月から避難所から国災害対策本部まで、救援物資の要請や調達、輸送に関する情報を一元的に管理できる物資調達・輸送調整等支援システム(以下「国システム」という。)の運用を開始した。 上記の現状を踏まえると、市町村においては、国システムと県システムのそれぞれに避難所開設情報の登録を行う必要があるため、災害時における市町村職員の作業負担が大きい。なお、それぞれのシステムに入力しなければならない避難所開設登録内容は、開設日時、避難者数、避難者数内訳(要配慮者、乳幼児)、ライフライン状況及び無線の有無である。 | 既存の県システムと連携しているLアラートを活用し、避難所開設情報を取得できるよう国システムを見直すことにより、市町村職員は同様の避難所開設登録作業を2回行う必要がなくなるため、災害時の入力作業の効率化、負担軽減及び国・県・市町村間における正確な情報共有が実現される。 | | 内閣府、総務省 | 和歌山県 |

| 管理番号 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | | 回答欄(各府省) |
|------|--|---|---|
| | 団体名 | 支障事例 | |
| 33 | 盛岡市、福島県、茨城県、栃木県、館林市、前橋市、千葉県、千葉市、川口市、相模原市、新潟市、山梨県、愛知県、豊橋市、半田市、豊田市、小牧市、滋賀県、大阪府、八尾市、兵庫県、広島市、徳島県、高松市、愛媛県、福岡県、宮崎市 | <p>○物資調達・輸送調整等支援システムは、令和2年4月から稼働中であるため、早急なシステムの見直しをお願いしたい。また、6月18日の内閣府主催の同システム操作訓練において、サーバー障害が発生し、訓練が中止となったことを踏まえ、災害時にシステムが安定かつ確実に利用できるよう、早急な改善もお願いしたい。</p> <p>○当県においても、県災害情報システムにおいて市町職員が避難所開設情報等を入力し、当該情報を共有するとともに、Lアラートと連携もしている。現状では、国システムと県システムへの避難所開設情報の二重登録作業が必要となり、市町職員の作業負担が大きい。Lアラート又はSIP4Dを経由して両システムが連携することで、二重登録作業を省略することが望ましいと考える。</p> <p>○多くの都道府県において、すでに独自の防災システムを導入しており、市町村は県システムへの入力を以て、県への被害報告を行うとともに、Lアラートやデータ放送、エリアメール等への情報発信を一元化して行っている。過去の災害時の対応においても、多岐にわたる災害対応を求められる職員にとって、システムの入力作業は負担が大きい。災害時の運用を想定し、より実用的なシステムとなるよう、国システムとLアラートの連携を強く求める。</p> <p>○避難所情報の登録が県システムと国システムで別管理となっている現状では、登録・更新の漏れや誤りなどによって、両システム間での正確な情報共有ができない恐れがある。市町村職員が行う作業は、従来どおり県システムへの登録のみとし、もともと情報を一元管理しているLアラート経由でシステム連携することで、前段のようなリスクは回避できると考える。</p> | <p>ご意見の主旨であるシステム二重登録の回避による自治体職員の入力負担軽減については、以下により早急に対応する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度、防災科研の基幹的なシステムと一部の県の防災システムとがまず接続され、避難所情報が自動的に防災科研システムに集約されていくことになっている。 ・来年度、物資調達・輸送調整等支援システムについても当該防災科研システムと連携させることで、避難所情報等の自動取得を可能にすることを予定している。 <p>なお、Lアラートも防災科研システムとの接続が検討されており、上記の防災科研の基幹的なシステムとの連携により、自治体職員の入力負担軽減は随時達成されるものと考えている。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の 具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の 所管 ・関係府省 | 団体名 |
|------|----------------------|-----------|---|--|---|---|--|--------------------|------------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | |
| 36 | B 地方に 対する規 制緩和 | 医療・福 祉 | 介護保険法に基 づく保険者機能強 化推進交付金の 充当先拡充 | 交付金の対象となる事業を 実施するにあたり、支障と なっている一般会計への負 担増加を回避するため、交 付金の充当先を総務費や 介護予防以外の一般会計 への充当、地域支援事業 の市町村負担分への拡大 について要件の緩和を求 めるもの。 | 保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予 防等に必要な取組に活用することとされており、第1号被保険者介護保険 料の代替財源たる性質を有する。このため、当該交付金の使途について、 介護給付費や地域支援事業等に対する市町村負担分及び総務費に属す る経費への充当は不可とされている。 しかし、評価指標に位置付けられた取組の中には、総務費に属するものが ある上、地域支援事業の拡充を図る場合でも市町村の定率負担分の増加 は避けられない。このため、当該交付金を獲得しても市町村の一般会計負 担は増すのみで、真に保険者努力に対する財政的インセンティブ機能が働 いているとは言い難い状況にある。 | 充当先を拡大することにより、本交付金に よる財政的インセンティブ機能が強化され、 地域の実情に応じた事業の推進に寄与す る。 | 介護保険法第 122条の3第1 項、保険者機能 強化推進交付 金に関するQ&A (令和元年6月 4日版) | 厚生労働省 | 中核市市長 会 |

| 管理番号 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | | 回答欄(各府省) |
|------|---|--|--|
| | 団体名 | 支障事例 | |
| 36 | 旭川市、苫小牧市、足寄町、花巻市、鶴岡市、新庄市、館林市、千葉県、文京区、横浜市、川崎市、平塚市、福井市、名古屋市、豊橋市、津島市、小牧市、新城市、京都市、西宮市、山陽小野田市、宇和島市、新居浜市、久留米市、大村市、宮崎市 | <p>○保険者機能強化推進交付金を財源とする事業を立案するにあたり、地域支援事業においては、第1号保険料相当財源にのみ充当が可能であり、一般財源部分における持ち出しが不可避であることから、要件の緩和へ向けた改正が必要であると考えます。</p> <p>○保険者機能強化推進交付金に係る評価指標に位置付けられた取組には、広域連合として総務費で執行する事業や、地域支援事業の拡充により相応分の市町村負担が伴う事業がある。このため、本交付金の充当先を拡充させることにより、財政的インセンティブ機能が強化でき、地域の実情に応じた事業の推進に寄与することができる。</p> <p>○評価指標に位置付けられた取組に関して、地域支援事業の拡充をした場合、一般会計からの支出も必要となるため、財政担当部署の承認を得られない可能性があることが新事業等実施の足かせとなっている。</p> <p>○保険者機能強化推進交付金(交付金)は、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防等に向けた市町村の取組支援が目的であるが、交付された交付金は一般会計に充当できないことから、取組みを強化するほど市負担割合額も増えている現状であり、保険者努力に対するインセンティブ機能という目的に反する仕組みとなっている。</p> <p>○当市においても、保険者機能強化推進交付金は、第1号被保険者介護保険料の代替財源として充当するに留まっており、本交付金による財政的インセンティブ機能が発揮されているとは言い難い状況である。提案のとおり、充当先を拡充することにより、一般財源の負担が軽減され、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組が推進されるものと考えます。</p> <p>○保険者機能強化推進交付金の活用として充当できる先は、地域支援事業の第1号介護保険料部分、及び市町村が全額介護保険料で行う市町村特別給付と保健福祉事業とされている。このため、高齢者の介護予防、自立支援、重度化防止のために、地域支援事業交付金を活用した新たな事業を推進するには、市町村の定率負担分として一般会計からの負担を増額する必要があるが、逼迫する地方財政にあっては事業拡充することは困難である。「新たに実施する事業」または「拡充する事業」に限定するなどの条件を付すなどした上で、獲得した本交付金について一般会計定率分への充当を認めることにより、地域支援事業の主旨に合致した地域の実情に合わせた取り組みが一層推進され、保険者としての機能が強化されるとともに、保険者の努力に対する真のインセンティブとなると考える。</p> <p>○当市においても、保険者機能強化推進交付金を取得しても地域支援事業の拡充とともに一般会計負担は増加しているため、制度改正にて充当先を拡大することで当市の実情に沿った事業推進が可能となる。</p> <p>○現在の活用先は「高齢者の自立支援・重度化防止」「介護予防等に必要な取組」に活用することとされているが、介護人材不足も喫緊の課題となっており、保険者が果たすべき役割として「介護人材の育成」も重要視すべき点である。現在、「介護人材の育成」を総務費の中で実施しているため、保険者機能強化推進交付金の充当先を総務費(全額一般会計繰入金となっている一部)としていただきたい。</p> | <p>保険者機能強化推進交付金の一般会計への充当については、令和2年度から、市町村の一般会計で行う高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止、給付費適正化に資する取組に充当できるようにしており、本交付金が市町村のこれらの取組を更に支援するものとなるよう改善を図ったところである。</p> <p>なお、地域支援事業における市町村負担分については、別途、地方財政措置がなされているため、本交付金を充当することは二重の財政措置を行うことになり対応困難であることや、総務費についても、経費の一部に地方財政措置がなされており、財源の性質上、当該措置範囲の切り分けが困難であるため、本交付金を充当した場合、二重の手当を行うことになるおそれがあり対応困難である。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の 具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の 所管 ・関係府省 | 団体名 |
|------|----------------------|-----------|--|---|--|---|---|--------------------|------------------------------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | |
| 39 | B 地方 に対する 規制緩和 | 医療・ 福祉 | 国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱で定める基準額等の見直し | 国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱の基準単価を実勢単価とする等の改正をすること。 基準単価の算定額根拠を示されたい。不可能な場合は基準単価の参考としている全市町村国保保険者の委託料について、委託料の調査年度及び最低額・最高額・平均額を示されたい。 糖尿病性腎症重症化等の早期発見に資する項目について、基本項目に加えること。また、各自治体独自に行う追加項目に係る経費についても、助成対象とすること。 | 国民健康保険の特定健康診査に係る費用額は、国・県・市において3分の1ずつ負担する仕組みとなっているが、基準となる単価(基準単価)が実勢単価と乖離していることから、多額の法定外繰入をすることにより経費を負担している。 厚生労働省の「糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引き」にある特定健康診査の結果から糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者を把握するために必要な検査項目について、基本健診項目となっていないことから国の補助金は交付されず、事業に必要な健診費用は自治体負担となっている。 また、地域の実情に合わせ必要に応じて行っている追加項目に係る経費の助成がないこと等から、各自治体の負担が増大している。 | 自治体による多額の法定外繰入が解消され、国民健康保険財政の健全化が図られる。 糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者を把握するために必要な検査項目を基本項目へ追加することや自治体が地域の実情に応じて行う追加項目が交付金の対象経費となることにより、効果的・効率的な保健事業の実施が可能となり、将来の医療費抑制及び住民の生活の質の維持・向上が図られる。 | 国民健康保険法第72条の5、高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準、国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱 | 厚生労働省 | 相模原市、 栃木県、知 多市、姫路 市 |

| 管理番号 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | | 回答欄(各府省) |
|------|--|---|---|
| | 団体名 | 支障事例 | |
| 39 | 石巻市、ひたちなか市、埼玉県、川口市、千葉市、松戸市、神奈川県、横浜市、福井市、佐久市、高山市、浜松市、沼津市、三島市、名古屋市、豊橋市、豊田市、小牧市、滋賀県、京都市、城陽市、島根県、高松市、宇和島市、うきは市、香岐市、熊本市、大分県、宮崎県、宮崎市 | <p>○糖尿病性腎症重症化予防事業において、対象者把握のために必要とされる項目のうち、eGFRについては、血清クレアチニン検査を実施することにより、算出可能であるものの、特定健康診査における詳細な健診項目とされていることから、当市においても、詳細な検査に該当しない者に対し、当市独自の検査項目として実施し、eGFRの算定を行う必要があるなど、支障が生じている。</p> <p>○国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金については、当県においても基準額が市町村の契約単価と乖離していることから同様の政府要望を行っている。(参考)市町村特定健康診査等の費用に対する国負担割合(平成30年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国負担額：892,186千円 実際の費用 4,747,659千円 国負担割合 18.8% <p>○当市においては受診者にも自己負担(1,000円)を求めており、法定外繰入を抑える努力をしている。</p> <p>○国民健康保険の特定健康診査に係る費用額は、国・県・市において3分の1ずつ負担する仕組みとなっているが、基準となる単価(基準単価)が実勢単価と乖離していることから、多額の法定外繰入をすることにより経費を負担している。また、厚生労働省の「糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引き」にある特定健康診査の結果から糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者を把握するために必要な検査項目について、基本健診項目となっていないことから国の補助金は交付されず、事業に必要な健診費用は自治体負担となっている。さらに、地域の実情に合わせ必要に応じて行っている追加項目に係る経費の助成がないこと等から、各自治体の負担が増大しているといった現状がある。制度改正により、自治体による多額の法定外繰入が解消され、国民健康保険財政の健全化が図られる。また、糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者を把握するために必要な検査項目を基本項目へ追加することや自治体が地域の実情に応じて行う追加項目が交付金の対象経費となることにより、効果的・効率的な保健事業の実施が可能となり、将来の医療費抑制及び住民の生活の質の維持・向上が図られる等が考えられる。</p> <p>○基準単価が実勢単価と乖離しており、市が乖離分の経費を負担している。事業対象者を把握する検査項目について、基本健診項目となっていないことから必要な健診費用を負担している。</p> <p>○健康課題の把握のため、特定健康審査項目に尿酸、クレアチニン値を追加し、また定年年齢においての貧血検査・心電図検査を行っているが、財政的負担は大きい。事業開始時より、糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者を把握するために必要な検査項目について、地域の糖尿病、腎臓等専門医から「尿アルブミン値」実施の必要性を指摘されている。</p> <p>○令和元年度の実績において、実支出額57,819千円に対し、基準額は43,481千円であった。交付金の算定に当たり比較低廉な基準額が交付基本額となり、交付基本額の各3分の1ずつを国県市が負担することとなるため、交付金額は28,986千円となる。実支出額57,819千円に対し交付金が28,986千円であるため、約28,800千円を市が負担することとなり、財政上の負担は甚大であることから、早急な制度改正が必要である。</p> <p>○当県においても、市町村の特定健康診査・特定保健指導の実施に係る委託単価と当該負担金の基準単価を比較すると乖離が見られ、市町村の負担が重くなっていることから、基準単価を実態単価へ改正する必要があると考える。また、医療費適正化を推進する観点から、糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者を把握するために必要な検査項目を基本項目へ追加していただきたい。</p> <p>○当市でも同様の状況であり、県特別調整交付金(2号繰入金)にて実績単価が基準単価を上回る際に乖離分の2分の1は交付されるものの、更に令和2年度国庫負担金では集団健診と個別健診の単価が統一されるなど、受診率が増加するほど市の負担が増大している。また、糖尿病性腎症重症化予防事業などの対象者を把握するために必要な検査項目についても、同様に負担が増大している状況である。</p> <p>○令和2年度の特定健康診査委託単価は7,755円(個別健診・基本的な健診の項目)であり、基準単価4,980円(課税者)と比べて大きな乖離が生じている。糖尿病性腎症重症化予防対策事業に必要な検査項目は、全員に実施しているため補助対象とならず、全額市の負担となっている。</p> <p>○令和元年度実績において、特定健康診査・特定保健指導の交付要綱上の基準単価と実勢単価の差額は、1件当たり1,217円から11,380円にも及んでいる。また、詳細な健診として計上するためには個別性のある理由の明記が必要であることから、詳細な健診として実施していても単価の安い基本項目分としてしか計上できない事例も多数生じている。そのため、差額分として総額で約1億4,500万円を一般会計から繰り入れて補填した。</p> <p>○後期高齢者医療制度においても、同様の基準単価が用いられ、実勢単価との差額を保険料でまかなう状況にある。令和2年度の国の基準単価は、集団健診と個別健診の単価が統一された結果、前年度と比べ、集団健診の単価が引上げられ、個別健診の単価が引下げられた。集団健診の受診者数に比べ個別健診の受診者数が多いことからより保険者側の負担が増している。</p> <p>○医療保険者に義務づけられている特定健康診査、特定保健指導に係る事業費等については、国・県・市において3分の1ずつ負担する仕組みとなっているが、基準となる国の基準単価と市町村の契約単価には乖離があり、実際には市町村が超過負担している。</p> <p>○当市の場合、詳細項目及び独自の追加項目を全ての受診者に実施していることもあり、国・県の助成でまかなえるのは委託料の3割に満たず、負担が大きい。委託料や健診項目は、地域の実積や基本健診時代からの歴史的経緯から決まっており、保険者の努力だけでは基準単価に近づけることは困難なことに加え、法定外繰入解消の観点から、基準単価の見直しを要望する。また、糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施において、必要な検査項目(クレアチニン等)を基本項目に追加することで、より対象者の把握ならびに円滑な保健事業の実施に繋がると考える。</p> <p>○負担金の基準単価が特定健診実施医療機関への委託単価と乖離していること、また、市独自の判断により実施している追加検査項目への費用助成がないことにより、差額を負担する国民健康保険財政の負担が増大している。</p> <p>○特定健康診査・特定保健指導は、実施にあたって国、都道府県及び市町村が各々3分の1を負担することになっているが、集団方式、個別方式いずれも助成基準単価と実勢の委託単価との乖離があり、受診率を向上させていくほど保険料(税)の負担増に繋がる制度となっている。</p> <p>○当県においても特定健康診査に係る基準単価は実際の契約単価よりも低いため、その差額分は保険者負担となっている。また、糖尿病性腎症重症化予防事業対象者を把握するために必要な検査項目のうち基本健診項目となっていないものについて、継続して保険者負担で実施している保険者も存在する。これらの項目については、対象者をより早期・正確に把握することで重症化予防に資するものであるため、助成対象にすることで実施する保険者が増えれば医療費適正化にも資するものと思われる。</p> <p>○特定健康診査に関する費用額については、当市においても、基準単価が実勢単価と乖離しており、多額の法定外繰入による経費負担が発生している。また、血清クレアチニン検査については、医師が必要と認めた場合に実施する項目であるが、当市においては必須項目としており、糖尿病重症化予防のため基本項目に追加することは妥当である。</p> <p>○特定健康診査に係る基準単価は、国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱において、「実施にあたって必要な経費から自己負担(3割)を除いた額をもとに設定している」としているが、「実施にあたって必要な経費」が明示されていない。当市では実勢単価を医師会、保健衛生協会からの要望を踏まえ決定しており、提案団体と同様、基準単価と実勢単価が乖離(以下の例による)していることから、市負担の3分の1を超過しており、超過分に対しては国保税を充当して対応している。健康寿命の延伸、将来の医療費抑制のためには、一人一人が健康状態を確認し、予防に努めることが必要であり、特定健診に要する費用への国保税充当額を縮小し、健診を受けやすい環境の整備、健診結果を踏まえた効果的な保健事業を推進するためにも基準単価の増額が必要と考える。</p> <p>【基準単価(令和2年度)と実勢単価の比較例】</p> <p>特定健康診査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準単価(課税世帯)：4,980円 ・実勢単価：10,990円 <p>特定保健指導</p> <ol style="list-style-type: none"> a 動機付け支援(初回面接) <ul style="list-style-type: none"> ・基準単価(課税世帯)：4,740円 ・実勢単価：9,430円 b 積極的支援(初回面接) <ul style="list-style-type: none"> ・基準単価(課税世帯)：7,020円 ・実勢単価：11,650円 | <p>○国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の基準単価については、必要に応じて実勢単価に合わせる等の改定を行っており、直近では令和2年度交付要綱において改定を行ったところである。今後も基準単価と実勢単価の差等を踏まえつつ、適切に改定を行っていく。</p> <p>○今回の基準単価は保険者の契約単価を調査し、見直しを行ったものである。</p> <p>※調査方法：保険者団体から支払基金に提出された契約書(1,298件)に基づき集計(令和元年10月末時点)し、中央値から自己負担額(3割)を除いた額を基準額としている。</p> <p>○国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金については、法定の特定健康診査項目について補助を行っているところである。特定健康診査の基本項目の変更については、医学的なエビデンスを踏まえつつ決定したうえで、法令改正を行う必要があり、糖尿病性腎症重症化等の早期発見に資する項目及び各自治体が追加で行っている項目について直ちに補助の対象とすることは困難。今後、必要に応じて検討する。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の 具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の 所管 ・関係府省 | 団体名 |
|------|------------|-----------|---|---|--|---|---|--------------------|-----|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | |
| 58 | A 権限 移譲 | 医療・ 福祉 | ひきこもり地域 支援センター設 置運営事業の実 施主体に中核市 を追加 | ひきこもり地域支援セン ター設置運営事業の実施 主体について、都道府県 又は指定都市であるところ、中核市を加えること | 県の「ひきこもり地域支援センター」は遠方で、当事者・家族が相談しづらく、市で把握しているニーズに対して、実際に相談しているケースは極めて少ない。また、センターは、管轄する区域が広域のため地域の実情や課題の把握が難しく、アウトリーチ支援を含む地域に応じた支援が難しい状況である。 ひきこもりの支援は、当事者・家族への直接的・継続的な支援に加え、地域住民や地域団体、地域資源と連動した居場所の創出や見守り・支援体制の構築等の必要性があることから、県レベルの広域ではなく、保健所を有する中核市においては、市がセンターの実施主体となることで、市の実情を把握した上で、市の関連部署と地域が一体となってひきこもりに対する施策展開が可能と考える。 また、当市が、潜在的なひきこもりに対する支援やアウトリーチ支援などきめ細かな支援を継続して行うには、精神保健福祉士や保健師、臨床心理士等の専門職員がまだまだ不十分であり、地域の実情や課題を把握したひきこもり支援コーディネーターを確保・育成・配置し、定着させるための予算に補助がでないことが支障となっている。 | 中核市は、保健所を有し、市民に最も身近な基礎自治体として、住民を直接支援するアウトリーチ支援を含む総合的な支援機能が備わっており、市民に一人ひとりに対し、迅速で適切な支援を行うことが可能となる。 | ・生活困窮者 自立相談支援 事業等実施要 綱3(3)ク (ウ) ・ひきこもり 対策推進事業 実施要領2 (2) | 厚生労働省 | 明石市 |

| 管理番号 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | | 回答欄(各府省) |
|------|-----------------------------------|---|---|
| | 団体名 | 支障事例 | |
| 58 | 福島県、栃木県、和歌山県、大分県、沖縄県 | <p>○県全体を管轄している当県のひきこもり地域支援センターの相談のうち約半数が中核市在住者からものである。中核市の保健所と連携して相談支援を行っているが、地域の実情把握には限界があり、市のひきこもり関連課が多くスムーズな連携には支障がある。中核市においてひきこもり地域支援センターが設置され、ひきこもり相談支援の実施主体を担うことで、市の関連部署と地域が連携した相談支援体制の充実が期待できる。</p> <p>○ひきこもりに対する支援を行っていくためには精神保健福祉士や保健師、臨床心理士等の専門職員が不足しているという認識は当市も同様である。また、きめ細かな支援を継続して行うための、地域の実情や課題を把握したひきこもり支援コーディネーターを確保・育成・配置することが困難な状況である。</p> | <p>●ひきこもり支援については、平成21年度にひきこもりに特化した相談窓口である「ひきこもり地域支援センター」を都道府県及び指定都市に設置する取組を開始し、平成30年度までに全都道府県及び指定都市への設置が完了した。ひきこもり地域支援センターでは、相談支援等のほか、中核市を含む市町村等に対して、専門的なアドバイス等の後方支援を行っており、国はその費用に対して、ひきこもり地域支援センター設置運営事業（補助率1/2）により補助しているところ。</p> <p>●中核市を含む市町村においては、より身近な地域での支援を推進する観点から、自立相談支援機関における相談支援や、居場所づくり等の取組を進めているところであり、その経費への補助メニューとして、平成25年度に「ひきこもりサポーター派遣事業」（補助率1/2）を創設して、ひきこもりサポーターの派遣等に要する費用の補助を行い、更に平成30年度からは名称を「ひきこもりサポート事業」とした上で、ひきこもり支援に関する情報発信や、居場所づくり等の費用も補助対象としている。加えて、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関におけるひきこもりの相談支援の対応を推進している中で、その経費については、就労準備支援事業（補助率3/4）やアウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業（補助率10/10）等の活用が可能である。</p> <p>●中核市を含む市町村においては、これらの補助事業を複合的に活用することにより、アウトリーチ支援や専門職員の配置などの取組が可能である。</p> <p>●なお、「ひきこもり地域支援センター」という名称は、ひきこもり地域支援センター設置運営事業を実施した場合に限り使用できる取扱いはしておらず、中核市を含む市町村においても使用が可能である。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の 具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の 所管 ・関係府省 | 団体名 |
|------|----------------------|-----------|-------------------------------|---|--|---|--|--------------------|--------------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | |
| 61 | B 地方に 対する規 制緩和 | 教育・文 化 | 栄養教諭及び学 校栄養職員の配 置基準の見直し | <p>国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準のうち、共同調理場に係る配置基準を規模に応じた配置基準に見直すよう求める。</p> <p>例、 【現状】「1,500人以下、1」「1,501～6,000人、2」「6,001人以上、3」のところを、「1,500人以下、1」「1,501～4,000人、2」「4,001人以上は2,000人ごとに1を加算」、など。</p> | <p>当市では小学校28校のうち、7校は自校式、21校は共同調理場方式(2場で学校給食を提供している。また、国の配置基準により、栄養教諭及び学校栄養職員が、自校式7校には4人(児童数551人以上は4校)、共同調理場には4人(児童数1,501人～6,000人の共同調理場2場のため、2人×2)が配置されている。</p> <p>共同調理場はともに設置から40年以上が経過し、老朽化が著しく、かつ耐震性能が不足しているため、統合・移転を検討している。また、当市においても、全国や県内で実施が進む中学校完全給食を実施するため、新たな共同調理場を1場整備し、小学校21校(約9,000食)に加え、中学校15校(約7,000食)にも給食をできるように検討している。</p> <p>新たな共同調理場では、これまでの小学校分の給食管理業務(栄養管理、衛生管理、検食・保存食対応、調理指導等)に加えて、中学校分の給食管理業務が必要となるほか、アレルギーに関する児童・生徒への対応にも万全を期す必要がある。さらに、栄養教諭を中核とした食育のネットワークを構築し、各学校の食に関する指導(給食の時間を使った指導や教科と連携した指導)等も展開する必要がある。このことから、給食管理業務のうち栄養管理以外の栄養士業務は、学校数や児童・生徒数に応じた業務量になるため、調理場を集約しても、学校栄養職員等を減らすことはできず、むしろ体制を強化する必要がある。</p> <p>しかし、2場の共同調理場を統合することで、現在の学校栄養職員等の4人の配置が、基準(6001人以上は3人)により1人減るだけでなく、新たに開始する中学校給食に対応する職員が事実上配置されないことになる。上記の業務を3人で対応することは物理的に不可能であり、安全・安心な給食の提供等が担保されないことから、公共施設の効率的な再編等を検討する上でも大きな支障となっている。(例えば1つの土地に調理場を3場整備した場合は基準により最大8人配置されることになるが、効率的に1場整備した場合は3人しか配置されないことになる。)</p> | <p>基準の見直しは、既存の調理場の統合等を進めた場合にも安全・安心な学校給食の提供や一定レベルの食育環境を担保することができ、少子・高齢化社会の進展や厳しい財政状況に対応した公共施設の再編等を検討しやすくなる。</p> <p>また、老朽化した自校式の調理場や共同調理場を抱える多くの地方自治体にとっても、給食の提供や食育に不安なく統合等の検討を進めることができるのと同時に、持続可能な行財政運営に資するものと考えられる。</p> | 公立義務教育 諸学校の学級 編制及び教職 員定数の標準 に関する法律 | 文部科学省 | 平塚市、神 奈川県 |

| 管理番号 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | | 回答欄(各府省) |
|------|--|--|--|
| | 団体名 | 支障事例 | |
| 61 | 盛岡市、花巻市、宮城県、福島県、いわき市、栃木県、川崎市、福井市、長野県、上田市、浜松市、沼津市、豊橋市、豊川市、豊田市、新城市、知立市、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、鳥取県、高知県、飯塚市、長崎市、熊本市 | <p>○ 当市も共同調理場により学校給食を小中学校に提供しているが、平成30年度より児童生徒数が6,001人を下回り、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により栄養教諭・学校栄養職員の配置が3人から2人に減少したため、教育指導等の食育活動を見直さざるをえなくなった。アレルギー対応食実施者も当初から3倍に増えて、毎月のアレルギー対応食予定献立表等の書類作りの事務量も負担となっている。安心安全な学校給食を提供するために、国の責任で栄養教諭・学校栄養職員の配置基準の一本化を行ってほしい。</p> <p>○ 当県においては、6,001人以上の大規模共同調理場はないが、1,500人以下の共同調理場が39ある。そのうち、配給先の学校が5校以上の共同調理場が16あり、学校での食育指導やアレルギー対応等は容易でない。共同調理場の統合等を含め、アレルギー対応や食育指導については、学校単位で行うものであり、定数の算定基準を食数ではなく学校数にする等の見直しが必要と考える。</p> <p>○ 当市の状況は、令和2年6月現在、共同調理場方式(2場、およそ2,000食と1,800食)及び自校式(3校、合計およそ1,200食)で学校給食を提供している。共同調理場には栄養教諭が2人ずつ、自校式には1人の栄養教諭及び1人の学校栄養職員(市雇用)が配置されており、現在の配置基準を満たしている。ただし、令和2年7月に自校式のうち1校を受配校に切り替えるため、自校配置の学校栄養職員は今年度をもって退職予定である。当市では、除去食対応を含め、多種多様な食物アレルギー対応が必要で深刻なケースの児童生徒が多数いる。特に兼務を余儀なくされる自校式の栄養教諭については、学校を往復したり連絡を頻繁に行うことが多い。異物混入対応についても同様である。</p> <p>また、共同調理場の栄養教諭にしても同様で、受配校間の移動距離があるため、給食指導や食物アレルギー対応、異物の対応も含め、厳しい状況である。市内の児童生徒数は年々減少しており、数年後には共同調理場でも1,500食を切る見込みである。このため、現状の配置基準では減員となるが、受配校数は減少しないため、業務内容は変わらないままである。年々、栄養教諭に求められる業務内容は増え、また多岐にわたるため、すべての学校に同じ対応が行えなくなる。</p> <p>○ 当市において、共同調理場の統廃合を予定している。学校数の変更は無いが、共同調理場の食数変更により栄養教諭1名減の算定となる。栄養教諭の配置基準、現在の6,001名以上一律3名から、児童生徒人数に応じた基準に変更することで、一定レベルの食育環境を担保することができる。</p> <p>○ 児童生徒の食物アレルギーや食生活の乱れなど、栄養教諭の抱える課題は、増加し深刻になっています。このような状況から、国の定める配置基準では、児童生徒に寄り添う柔軟な対応ができないこともあり、苦慮しています。</p> <p>○ 当市においても、2献立を調理する調理場の設置や、アレルギー対応給食の実施など、給食管理に係る業務が増大する一方、食育活動の一層の推進も図る必要がある。現状の配置基準による人数では、栄養教諭に求められる役割を果たすためには不十分であると認識している。ただし、栄養教諭の配置基準の算定方法は、全国一律に適用するのではなく、地域の特性に応じた柔軟な基準を設定することが望ましいと考える。</p> <p>○ 栄養教諭等の配置基準が定められて以降、栄養教諭等に求められる業務内容及び責務が増加しており、当市においても配置基準による弊害が生じている。特に、食物アレルギー対応に多くの時間を要しており、詳細献立の作成、保護者面談等、安全に給食を提供するための対応に多くの時間を要している状況である。</p> <p>また、衛生管理責任者としての業務の他、様々なニーズに対応した食に関する指導の実施や、個別指導(肥満等)など、業務は増加する一方である。</p> <p>なお、現状の配置基準では、児童生徒数が基準となっているが、当市のように小規模の自治体では、1校当たりの児童生徒数が少ないものの、学校給食センターの受配校数は多い状況であり、その場合、食に関する指導回数は、年間30回を超えている状況である。(例:1学校給食センター5校、約1,000人。)</p> <p>これらのことを考慮し、当市から県教委へ栄養教諭の加配要求を行っているが、実現されていない。</p> <p>○ 給食センターの設置数を3箇所から2箇所へと統合を行った市町村がある。現行の栄養教諭の配置基準では、5名から4名となり、統合をする中で、統合後も安心・安全な給食の提供等を行っていく上で懸念される大きな要因となっている。</p> <p>1給食センターあたり1500人以下であっても5校以上に給食を提供している共同調理場があるが、自校給食の場合と比べて学校を訪問できる回数に制限がでている状況であり、どこの学校に通学しても、同様の教育を提供したい。</p> <p>中学校給食の実施及び小学校給食調理室の老朽化等の課題を踏まえ、給食の実施方式について検討を重ねた結果、現行の給食水準の維持、中学校給食実現までのスピード感と費用面の優位性から、民設民営のセンター方式を導入した事例がある。配置基準の対象とはならないものの、献立の作成や食育の推進、食物アレルギーを持つ児童生徒への対応は行う必要があり、全域的にやりくりしながら、栄養教諭を配置している状況であるが、学校給食法等の規定を踏まえ、児童生徒に適切な給食及び食育を実施したい。</p> <p>○ 学校給食センターの学校栄養職員等の役割は、安全・安心な給食を提供できるよう給食管理を行うこと、食物アレルギー対応を適切に行うこと、各学校へ赴き生徒たちへの食育指導を行うこと、学校給食を活用した食育の推進を図ることである。</p> <p>当市においては、これらの業務を円滑に執行するためには、10,000食以上のセンターには国の定数より栄養士の人数が必要と考え、国の定数より多く配置している。</p> <p>大規模な学校給食センターにおいては、子どもたちの命を守るための食物アレルギーの対応は重要であるとともに、検収から配付まで多くの調理員への的確な指示を行い安全・安心な給食を提供するためには、現状の国の定数の見直しが必要と考える。また、学校給食を活用した食育を推進するためにも各学校へ赴く時間も必要となり、栄養士の定数を見直していただきたい。</p> <p>当市の学校給食センターについて 炊飯設備を設置し、南部15,000食(22校)、中部10,000食(14校)、北部6,000食(12校)の提供を行なえる施設であり、食物アレルギー対応の除去食と10,000食以上を提供するセンターでは1日2献立を調理している。</p> <p>○ 当市においては、自校方式及び親子方式による給食を実施する中、学校配置の適正化と共に調理場の親子方式への統廃合に取り組んでいるものの、配置基準に基づく人数では全調理場に県費負担の栄養教諭等を配置できず、市職員の追加配置により対応せざるを得ない状況である。また、市職員を配置する場合にも、厳しい財政状況の下、会計年度任用職員としての配置に抛らざるを得ず、給与水準等、十分な雇用条件を確保できずに募集・採用に苦慮している。</p> <p>○ 当市における栄養教諭及び学校栄養職員の配置は105校中30校(32名)にとどまっている。また、食物アレルギー対応については、対応を希望する児童生徒数の増加に伴い、詳細な献立表の配布や除去食での対応を行っているが、除去食での対応は栄養教諭等の確実な指導等を原則としているため、学校間で対応に違いがある。特に共同調理場では、受け持つ学校数が多いため、栄養教諭一人あたりの食育指導や食物アレルギーの対応人数が過大となっている。</p> <p>○ 栄養教諭制度が定着し、栄養教諭を中核にした食育の推進を学校現場が求めているが、依然として栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は栄養教諭制度制定前と同じであり、提案にある支障事例と同様に、給食センター化により栄養教諭の定数が減る現状の中で、給食管理に多くの時間が取られている。</p> <p>食育推進計画等で児童生徒に向けた多くの目標が掲げられるが、現場のニーズと合っていない。</p> <p>○ 当市の第二学校給食センターは小学校14校(児童数5,490名)を担当し、栄養教諭及び栄養職員が2名配置されている。老朽化が著しくアレルギー対応ができないため、令和5年度稼働予定で新学校給食センターの改築を進めています。新たな給食センターでは通常の給食管理・栄養管理業務、食育に加えアレルギー対応業務が必要になります。少子化による児童数減少により、令和元年度栄養教諭及び栄養職員の配置数が3名から2名になり、学校数は同数のままで一人当たりの業務量は増加している状況です。新たに加わるアレルギー対応と食育の展開を進めるためには、体制を強化する必要があり、2人体制で業務を行うには物理的に困難で、安全安心な給食の提供が担保されません。</p> <p>○ 学校数が多く、共同調理場化が進んでいる県では、学校数に対して配置される栄養教諭等が少なく、食育の取組が進まない。特に学校数が多い市部では栄養教諭等一人当たりが担当する学校が多く、加配がない場合5～9校、(加配を含めても4～7校)を一人で担当する必要があるなど、学校における食育が十分に推進されない状況にある。</p> <p>○ 当市においては、今後、既存の2つの共同調理場や18の単独調理校を、新たに整備する共同調理場(13,000食対応)に集約化することを計画している。新たに整備される共同調理場に配置される栄養教諭は、既存の2つの共同調理場4人(各2人)と単独調理場5人の計9人から、基準上では3人となるが、食数の多さや今後のアレルギー対応を考慮すると、3人では安心・安全な給食の提供が担保できるのか懸念している。</p> <p>○ 共同調理場においても、アレルギーに関する児童・生徒への対応、各学校の食に関する指導を展開する必要があるが、食に関する指導は学校数や児童・生徒数に応じた業務量になるため、調理場を集約しても、学校栄養職員等を減らすことはできず、むしろ体制を強化する必要がある。</p> | <p>栄養教諭等の定数については、これまでも計画的に配置改善を図ってきたところである。また、近年においては児童生徒に対する食の指導の充実を図ることができるよう、共同調理場の配置基準の引き下げを念頭にした加配定数の措置を行っている。令和3年度予算案においては、小学校の専科指導に積極的に取り組む学校の支援や、小学校第2学年の学級編成の標準の引下げに伴う教職員定数の充実に必要な経費を盛り込んでおり、引き続き、学校の指導運営体制の効果的な強化・充実に取り組んでまいりたい。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の 具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の 所管 ・関係府省 | 団体名 |
|------|----------------------|----------|--|---|--|---|--|---|---------------------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | |
| 75 | B 地方に 対する規 制緩和 | 産業振 興 | 中小企業等協同 組合等からの申 請・報告処理のシ ステム化 | 中小企業等協同組合等か らの提出書類の申請・報告 処理を行うシステムの構築 | 現在、中小企業等協同組合から法で定められている決算関係書類や役員 変更届の提出が紙媒体で行われており、(本県所管組合分約1,200組合) 管理が煩雑になりつつある。 また、当該組合における事務の権限移譲により、複数の行政庁が共管する 組合が増えており、当該組合は上記報告書類や定款変更認可申請書等、 所管行政庁に提出する書類を複数部作成し、各所管行政庁に提出しなけ ればならない。それに伴い、組合からは「手間がかかる」との声をよく聞くよ うになった。 さらに、定款変更事務において、所管行政庁が変更になる際に、新しい所 管行政庁が認可事務を行うため、旧所管行政庁は、連絡がこない限り、所 管外になっていることを把握できない。 | (行政側) ・報告書類の量及び保存事務時間の軽減 ・複数行政庁所管組合の認可日調整作業 撤廃 ・所管行政庁変更の連絡漏れによる所管不 明等、人的ミスの削減 (組合側) ・複数行政庁所管組合の資料作成作業軽 減 ・報告書類の提出漏れ等、人的ミスの削減 | 中小企業等協 同組合法、中小 企業団体の組 織に関する法律 | 警察庁、金融 庁、財務省、 厚生労働省、 農林水産省、 経済産業省、 国土交通省、 環境省 | 福岡県、九 州地方知事 会 |

| 管理番号 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | | 回答欄(各府省) |
|------|-----------------------------------|--|--|
| | 団体名 | 支障事例 | |
| 75 | 千葉県、神奈川県、川崎市、大阪府、高知県 | <p>○認可日(施行日)調整については、現在、経済産業局が取りまとめを行っているが、10月の権限移譲により恐らく都道府県が行うこととなると思われる。所管に本省が入っていると、施行日決定までに大変時間を要している様子であり、施行日管理・調整は円滑な事務運営において支障をきたしている。</p> <p>○中小企業協同組合の提出書類については、今後国からの権限移譲も控えており、地方自治体の更なる事務量増加は確定的である。必要書類の添付漏れや記載漏れは毎年頻繁に生じており、「制度改正による効果」を得ることができれば、事務の煩雑さは大幅に改善される。また、許認可業務においては、行政庁間で標準処理期限が異なることもあり、認可日の調整業務のみならず、指摘事項の情報共有等ができると、統一的な見解や速やかな指導につながると考える。将来的には、組合指導業務が抱える課題を全般的に解決できるような基礎システムの構築をご検討いただけるとありがたい。</p> <p>○中小企業等協同組合から法で定められている決算関係書類や役員変更届の提出が紙媒体で行われているため、文書保管が煩雑になり、保管場所の確保が困難になっている。</p> <p>○申請や届出の書類を紙媒体で作成して所管行政庁ごとに提出させることは、組合にとっては負担が大きいのではないかとと思われる。定款変更事務において、所管行政庁が変更になる際に、新しい所管行政庁が認可事務を行うため、旧所管行政庁は、新しい所管行政庁から連絡がこない限り、所管外になっていることを把握できない。全国一律に同様の事務が行えるよう、システムの構築(構築後の改修も含む)は、国の負担により行っていただきたい。</p> <p>○複数行政庁が所管している組合の認可日調整作業が煩雑であり、組合側からも提出する書類に漏れが生じることがある。その場合、所管行政庁内で組合に連絡を調整する作業も煩雑である。また、所管行政庁が移管になった際の連絡も、移管先が移管元に連絡しなければ把握できないため、正確な所管組合数が把握できない。</p> | <p>「求める措置の具体的内容」として、「中小企業等協同組合等からの提出書類の申請・報告処理を行うシステムの構築」とあるが、提案の内容が漠然としていてどのようなものを想定されているのか判然としないが、複数の所管行政庁の間で発生する情報共有のためのシステム構築であるのではないかと推察される。全国に数多く存在する組合の情報をシステムを通じて共有する場合であっても、その組合の情報はそれぞれの所管行政庁でないと把握できないため所管行政庁において入力する必要が出てくると考えられるが、その膨大な作業コストを考えれば、そのようなシステムを構築しなくてもそれぞれの所管行政庁が他の所管行政庁との連携をしっかりと行うことで解決するのではないかと考えられる。</p> <p>「具体的な支障事例」欄に、「当該組合における事務の権限移譲により、複数の行政庁が共管する組合が増えており、当該組合は上記報告書類や定款変更認可申請書等、所管行政庁に提出する書類を複数部作成し、各所管行政庁に提出しなければならない。それに伴い、組合からは「手間がかかる」との声をよく聞くようになった。」との記載があるが、これは事実誤認であると思われる。権限移譲に伴い、所管行政庁が都道府県に集約されるため、実際には複数の行政庁が共管する組合は減少しているはずである。例えば、平成27年4月に地方厚生局の権限が都道府県に、平成29年4月に地方農政局の権限が都道府県に、令和2年10月に経済産業局、地方整備局及び地方運輸局の権限が都道府県に移譲されたが、権限移譲前の所管行政庁が都道府県及び地方農政局の共管であった組合は、権限移譲後は都道府県のみが所管行政庁となるため、権限移譲に伴い複数の行政庁が共管する組合が増えているというのは明らかに間違いである。</p> <p>また、「具体的な支障事例」に記載のある「定款変更事務において、所管行政庁が変更になる際に、新しい所管行政庁が認可事務を行うため、旧所管行政庁は、連絡がこない限り、所管外になっていることを把握できない。」については、所管行政庁が変更となる場合、確かに新しい所管行政庁が認可事務を行うことになるが、新しい所管行政庁が認可事務を行うに際し、当該組合を通じて又は直接の方法により旧所管行政庁に一報を入れるなどで解決する内容であると考えられる。なお、このような所管行政庁が変更になる場合における組合の認可申請は、まずは旧所管行政庁に事前相談があるといったケースが多いものと認識している。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の 具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の 所管 ・関係府省 | 団体名 |
|------|----------------------|-----------|---------------------------------------|--|--|---|--|--------------------|-----|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | |
| 86 | B 地方 に対する 規制緩和 | 農業・ 農地 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領等における、国庫補助の対象の見直し | 現在の国の事業制度では停電対策として自家用発電機の整備は国庫補助の対象となっているが、非常時の施設機能維持のための合理的な手段である「予備線」(メインの回線に係る変電所と同一の変電所からの異なる回線による送電)や「予備電源」(メインの回線に係る変電所と異なる変電所からの異なる回線による送電)の整備は補助対象外とされている。これらの「予備線」や「予備電源」の整備に係る費用についても国庫補助の対象となるよう、事業制度を見直していただきたい。 | 令和元年度の台風に伴う大規模停電により、10箇所以上の排水機場が機能を喪失した。このため、施設管理者から停電対策の要望が上がっているが、これらの排水機場の自家用発電機については、消費電力が大きいためどうしても大型なものとなってしまう、整備費用や維持管理費、設置スペースの確保などが支障となり、導入が困難である。 そのため「予備線」や「予備電源」を整備することによって、排水機場等の停電対策を行いたいと考えているが、現行の事業要領に基づけば、当該設備の整備に係る費用は補助対象外であり、停電対策の推進の支障となっている。 排水機場等は台風時等の湛水被害軽減を図る上で非常に重要な役割を果たすものであり、一旦機能が停止してしまうと、より甚大な被害をもたらすものである。 地域の防災力を高めるために、「予備線」や「予備電源」の整備に係る費用についても国庫補助の対象となるよう、事業制度を見直していただきたい。 | 「予備線」や「予備電源」の整備について施設管理者の負担軽減が図られ、排水機場等の施設への停電対策の導入が推進されることにより、台風時等における湛水被害の発生リスクの軽減が期待される。 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領第2の2、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領第2の2 農村地域防災減災事業実施要領第3の2、農村地域防災減災事業実施要領第3の2(11) | 農林水産省 | 千葉県 |

| 管理番号 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | | 回答欄(各府省) |
|------|-------------------------------------|--|---|
| | 団体名 | 支障事例 | |
| 86 | 北海道、栃木県、豊橋市、京都市、兵庫県、倉敷市、徳島県、熊本市、宮崎県 | <p>○提案団体と同様に、当市においてもこれまで地震や水害等の災害により農業用施設が被災しており、特に排水機場などの防災上重要な施設においては、被災時の機能維持が課題であると認識しております。一方、当市が管理する排水機場については、通常電源の喪失時においても一定の機能を維持するために自家用発電機を整備しており、現段階においては「予備線」や「予備電源」を整備する予定はありません。しかしながら、近年頻発する想定を超える災害への備えとして、柔軟な補助事業の運用を求めます。</p> <p>○停電対策として、非常用電源整備の実績があり、今後の整備の要望もあるところではあるが、営農用水における揚水機場の非常用電源整備の要望であり、台風時の湛水被害等は生じていない。しかし、制度改正等により「予備線」や「予備電源」の整備が補助対象となれば、緊急時の被害の軽減が見込めるため、整備要望が出てくることが想定される。</p> | <p>予備線や予備電源への補助については本事業で排除はしていませんが、国の補助事業を活用するには、国庫補助された施設の財産や維持管理の扱いを整理し、その対策が合理的かつ経済的であるよう、対外的に説明できる必要があります。</p> <p>したがって、非常時の施設機能維持として採用する対策が解決策として最適であるか、多角的に検討する必要があります。</p> <p>今回の御提案については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的観点で言えば「非常用電源」と「予備線及び予備電源」の設置・維持管理・保守点検等に係る費用を比べ、安価であるか、 ・合理的観点で言えば、災害時に外部からの電力供給が絶たれた場合でも、単独での発電が可能であるか、 <p>確認の上、検討する必要があります。</p> <p>また、予備線及び予備電源には、電力会社との調整、電線や電柱等の資材購入や整備、電柱に係る用地の調整も含むことになるかと思えます。</p> <p>これらを整理の上、対応方法を御検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の 具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の 所管 ・関係府省 | 団体名 |
|------|----------------------|-----------|--|---|--|--|--|--------------------|---|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | |
| 112 | B 地方 に対する 規制緩和 | 医療・ 福祉 | 健康増進法に基 づく健康増進事 業にかかる補助 金の対象年齢の 拡充 | 健康増進法に基づく健康 増進事業について、対象 年齢を拡充し、感染症予 防事業費等国庫負担（補 助）金の交付対象を拡充 すること。 | 【制度改革の経緯】 健康増進法に基づき、食生活改善を中心とした集団健康教室などの健 康増進事業を実施している。当該事業は、基本的に40～64歳の住民を 対象としているが、当該年齢層の住民は日中、就労しているため、参 加が見込めない。一方、高齢化や健康意識の高まりにより、参加を希 望する者の年齢層が変化している。 【制度改革の必要性】 当該事業については、対象年齢以外の住民からの参加希望が多くな っているが、対象年齢以外の者の参加には国庫補助が適用されないた め、町独自の予算を確保し、事業を実施している。しかし、健康増進 は老若男女を問わず行うことが大切であり、若い頃からの正しい生活 習慣により、将来の生活習慣病を予防することができるため、事業の 対象年齢を拡充していただきたい。 また、事業の対象年齢拡充に伴い、国庫補助を拡充していただきたい。 い。 | 若い世代の健康増進に向けた教室展開が できる。（託児の設置、土日や夜間開 催、Webを活用した教室展開等） 参加が増えている高齢世代向けの教室展 開もできる。（フレイル予防、出前教室 等） | 健康増進法第 17条、第19条 の2、健康増 進事業実施要 領、感染症予 防事業費等国 庫負担（補 助）金交付要 綱 | 厚生労働省 | 砥部町、今 治市、宇和 島市、八幡 浜市、西条 市、大洲 市、伊予 市、四国中 央市、東温 市、上島 町、久万高 原町、松前 町、内子 町、伊方 町、松野 町、鬼北町 |
| 116 | B 地方 に対する 規制緩和 | 医療・ 福祉 | 保育体制強化事 業の前年同月比 較要件の見直し | 保育体制強化事業の保育 支援者を配置した月にお ける保育士等の数の前年 同月比較要件を撤廃し、 単に「前年同月における 保育士以外の数（保育支 援者を含まない）」が 「同数以上」の場合は補 助対象とする等、補助要 件を緩和する。 | 少人数の保育士で保育事業を行っている保育所等で離職者が出た場 合、残った保育士の負担軽減の意図をもって新たに保育支援者を雇用 する意思があったとしても、新たな保育士を雇い入れない限りは、 「前年同月における保育士の数」が「同数以上」とならないため、補 助要件には該当せず本補助制度を活用できない。地方では新たな保育 士の確保が困難な状況が続いており、保育士数が減り、在職している 保育士の負担が増大している施設ではなおさらである。 また、このような施設では、補助制度の活用が出来ず、規模も小さい ことから、自主財源での保育支援者の雇い入れも進まず、更に保育士 の離職が進むような悪循環に陥る可能性もある。当市においても、当 該制度を活用して保育支援者を雇用することを検討したものの、保育 士数が前年より減少していたことから、補助金を活用できなかった事 例があり、さらに、保育士の確保が困難であることから、利用定員の 縮小を検討している事例もあるなど支障が生じている。 | 保育支援者として地域の人材を活用する ことを促進し、子どもが健やかな環境で 生活するための保育体制を充実させると ともに、保育士の負担軽減に資する。 また、保育士の負担軽減によって、利用 者の受入れ促進、それに伴う待機児童の 解消や、保育所等の運営の安定化が図ら れ、保育士の待遇が改善されるととも に、将来的には新たな保育士の確保にも つながる。 さらに、保育士の配置人数等を確認する 必要がなくなるため、事業者及び市町村 職員の事務負担軽減に資するものであ る。 | 保育体制強化 事業実施要 綱、保育対策 総合支援事業 費補助金交付 要綱 | 厚生労働省 | 松山市、今 治市、宇和 島市、八幡 浜市、新居 浜市、西条 市、大洲 市、四国中 央市、東温 市、久万高 原町、松前 町、内子 町、松野 町、愛南町 |

| 管理番号 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | | 回答欄(各府省) |
|------|---|---|---|
| | 団体名 | 支障事例 | |
| 112 | 足寄町、ひたちなか市、杉戸町、神奈川県、名古屋市、豊田市、京都市、三宅町、東伊豆町、萩市、高松市、高知県、香崎市、熊本市 | <p>○年齢に限られることにより、教室参加者が十分に集まらないといった事例がある。年齢区分が拡充されれば、年齢関係なく、校区住民への健康増進事業が展開でき、住民と協働で進める校区単位の健康まちづくり等の取り組みをより活性化できると考える。</p> <p>○健康増進法に基づく健康教室における40歳から64歳の参加割合は、ロコモティブシンドローム予防教室9.0%、歯と歯ぐきの健康教室(検診)23.5%(教室)17.9%、乳がん自己触診法普及教室年齢区分なし、健康相談40.3%となっている。</p> <p>○将来の健康づくりや健康寿命の延伸のため、39歳以下や65歳以上の方を対象に含め、健康教育を実施している。対象に応じてそのための託児の支援も実施している。これらは、国庫補助の対象ではないため、対象外の部分については、市の支出となっている。</p> <p>特に若いころからの生活習慣が大きく影響することから、早い段階での生活習慣の改善が必要だと考える。また、寿命の延伸により65歳からの健康管理がますます重要となるため、総合的に健康を学ぶ機会を増やすことが重要である。</p> <p>○当市の高齢化率は40%を超えており、健康増進事業の該当年齢である40～64歳については、成人の集団健康教室の実績では6.7%(306人/4,591人:令和元年度)にしか当たらず、65歳以上の参加率が9割を超える地域の現状がある。</p> <p>健康増進事業については、若い頃からの正しい生活習慣により、将来の生活習慣病を予防することが趣旨ではあるが、65歳以上の年齢層においても地域を支えていく貴重な人々である。</p> <p>高齢化が進む地域の実情に見合う事業の実施にあたり、本事業の対象年齢を拡充していただきたい。</p> <p>○「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組み」とも関連し、切れ目のない支援ができるよう、65歳以上についても制度設計をして頂きたい。(当町の高齢化率は45%を超えているため)また、30歳代の若年者からの健康づくりは重要であり、対象者の範囲の拡大を図って頂きたい。</p> <p>○健康増進法に基づく健康増進事業の対象年齢である40歳から64歳までの働き盛り世代の者は、そのほとんどが就労している。働き盛り世代に健康教育を受講できるよう夜間に講座を開講したり、託児を設けるなど工夫をしているが、受講につながりにくい現状がある。休日に講座を設定しても受講を希望されるのは対象年齢外の高齢者が過半数を占めている。当町では、高齢者と同居している割合も比較的多いこともあり、高齢者が講座や教育を受け、その内容を働き盛り世代へ伝えていただくことが期待出来ることから、高齢者の受講も可能としている。ただし、健康増進事業補助金の対象年齢外となるため、町単独事業となっている。高齢者に対する教育も、働き盛り世代の健康を守る上では重要であると考え、当町としても対象者の拡大を望む。</p> | <p>・我が国においては、健康増進法のほか、労働安全衛生法や医療保険各法等に基づき、幅広い年齢層を対象に、健康診査や健康相談等の予防・健康づくりに資する施策が行われているところ。</p> <p>・各事業の対象とすべき範囲は、それぞれの制度の目的を踏まえつつ、科学的根拠に基づき、想定される対象者数や疾病の発症リスク等を勘案して設定することが重要。</p> <p>・このうち、健康増進法に基づく健康増進事業は、平成20年度からの医療構造改革において、老人保健法が改正され、40歳以上を対象としていた老人保健事業のうち医療保険者に義務づけられない事業について、引き続き市町村が健康増進法に基づき実施することとされたものである。</p> <p>・このため、食生活や運動不足などの生活習慣が、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症に大きく関わっており、様々な生活習慣の影響は40歳代になって徐々にみられることを踏まえ、壮年期からの健康づくりと、生活習慣病の予防、早期発見等を図り、住民の健康増進に資することを目的としていることから、ご提案のように全年齢を対象とすることは考えていない。</p> <p>・また、健康教育、健康相談、訪問指導について、65歳以上の者については、介護予防の観点から地域支援事業において実施されることになっているため、担当部局と十分な連携を図られたい。</p> |
| 116 | 旭川市、花巻市、福島県、郡山市、前橋市、千葉市、川崎市、新潟市、加賀市、犬山市、大阪市、守口市、東大阪市、松江市、徳島県、鹿児島市、沖縄県 | <p>○当市においても、保育支援者を雇用しても年度によって要件に沿わず、活用できない事例が生じている。また、令和2年度から保育支援者の業務に園外活動時の見守り等も追加されていることから、要件を緩和し、多くの施設が活用できるようしていただくことで園外保育の安全確保の一助になるものと考え。</p> <p>○本事業の補助要件である保育士等数の比較について、現行制度では、①保育士②保育士以外(以下「保育支援者」という)の各々の区分で在席人員が前年度と比較して同数以上となる場合のみ、補助対象となっていますが、この条件により、本補助制度を十分に活用できない状況があります。具体的には、(1)各自治体で様々な補助制度があるなかで、この補助要件は市独自補助分の職員数も算定対象となっていることが、本補助の活用の促進を阻害する要因となっています。例えば、当市では市独自の人的配置を行う補助金が複数あります。その中の障害児への加配については、毎年の受け入れ障害児数によって、加配人数が増減します。その年たまたま障害児の受け入れが少なく、加配職員が減少したなど、何ら園の責に帰すべきでない事由で、本補助要件を満たせない状態が発生しています。(2)施設が保育士確保のための様々な努力をしたにも関わらず、保育士の離職や産育休等は生じています。欠員が補充されるまでの保育士の負担軽減のために保育支援者を雇用している場合でも、保育士数は前年度より減少することとなり、補助を受けられない状況があります。保育士の負担が増え、一番この制度を利用したいときに使えないジレンマが発生していると考えます。</p> <p>保育支援者の雇用により補助金を確保して、保育士をより少なく雇用しようとする施設は、今の保育士不足のなか、様々な離職防止を図っている現場からは想定できない状況です。その状況での人数比較は不要だと考えます。施設がより活用しやすく、より保育士の負担軽減につながるよう、保育士数等の人数比較を条件から撤廃することを要望いたします。撤廃ができない場合においても、市独自の加配職員を比較対象に入れないことを要望いたします。</p> <p>○当市においても、前年同月比較要件が満たせず、補助金の活用ができなかった事例があった。保育士の確保が難しい状況が依然として続く中で、保育支援者を配置して保育士の負担を軽減することは、在職している保育士の就労継続を促すこととなるため、要件を見直すべきと考える。なお、「国基準の必要保育士数を満たしている場合」を補助の条件とすることにより、保育の質は担保されると考える。</p> | <p>令和2年度より、保育士及び保育士以外の者の同数以上の要件を緩和し、保育支援者を配置した月における児童の定員数に対する保育士及び保育士以外の者(保育支援者を含む)の数の割合が、前年同月と比較して同割合以上の場合も認めることとしたところである。</p> <p>なお、保育士の業務負担軽減に当たっては、保育補助者雇い上げ強化事業の活用も検討頂きたい。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の 具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の 所管 ・関係府省 | 団体名 |
|------|----------------------|-----------|-----------------------------|-----------------------------------|--|---|--------------------------------------|--------------------|------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | |
| 125 | B 地方 に対する 規制緩和 | 教育・ 文化 | へき地における 複式学級に係る 基準の緩和 | 二の学年の児童で編制する学級の児童の数十六人を八人に緩和すること。 | ① 本町のへき地小学校の児童数は減少を続け、1つの学年で1つの学級を維持するのが厳しい状況であり、複式学級が2学級生じていること。 ② 児童数の減少による複式学級の存在は、地区保護者が校区から町の中心部か町外へ転出する要因になるなど、へき地小学校区の過疎化にさらに繋がること。 ③ ②によって、へき地小学校区は住民の高齢化に一層拍車がかかり、地区にある小学校の存続が危ぶまれること。 ④ 平成27年4月から町内5つの中学校を1つに統合したところであるが、地域コミュニティにおける小学校の存在は地域内活力に果たす役割が非常に大きく、また、広い町域を考えた時に、小学校の統合は児童のスクールバス通学への負担(特に低学年)が相当心配されること。 | ① 1つの学年による1時間の授業は、児童と一人の教員が共に学び合える授業の実施ができ、機会均等に沿う児童の学ぶ権利を保障し、将来持続可能な社会の創り手・担い手となる教育の質を確保できること。 ② 複式学級の解消は、保護者・住民の子どもへの学びの不安を解消し、校区の住民・保護者にとって地域で暮らし続ける大きな要件の一つになるとともに、小さな拠点の形成に繋がること。 ③ 6学年が各学年とも単学級による小学校の存在は、校区の住民にとって生き甲斐となり、住民の学校への協力や子どもへの見守りなど、学校・家庭・地域の密接な連携が保たれるとともに、子どもの人間的な成長に重要な役割を果たすこと。 | 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第2項 | 文部科学省 | 東吾妻町 |

| 管理番号 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | | 回答欄(各府省) |
|------|---|--|---|
| | 団体名 | 支障事例 | |
| 125 | 旭川市、福島県、栃木県、群馬県、京都市、大阪府、兵庫県、徳島県、長崎市、壱岐市 | <p>○当県では、小学校4学級以下校及び特別支援学級を有する5学級校に、複式解消特配を配置し、8人以下の実学級編制を行っている。複式解消特配が配置されない学校は、自助努力で複式解消するしかないため、複式解消されていない学級もある。また、中学校においては、複式解消特配は配置していないため、自助努力で複式解消を行っている。</p> <p>へき地学校における児童生徒数が減少する中、目標、内容、標準時数が異なる各学年の教育課程に応じたきめ細かで質の高い授業を行い、児童生徒一人一人の能力を十分に伸ばすためには、複式学級に係る学級編制の基準を緩和する必要性が生じている。</p> <p>○複式学級において多くの児童に対応することは、学習の定着を図るうえで、1つの学年だけに時間をとる事ができず、また、人数が多いと一人一人の児童の理解状況に応じて授業を進めることができないなど、児童に対して十分な指導・支援ができない時がある。</p> <p>○当県においても、児童生徒の減少により学校の小規模化等は進み、複式学級は今後も増えてくる見込みである。複式学級の編制基準が緩和されれば、2学年分の教材研究や校務分掌などで多忙を極める教員の負担軽減等を図ることができる。</p> | <p>小規模校における教育上の課題の解消は重要なものと受け止めており、複式学級が置かれるような小規模な学校において、実質的な複式学級の解消にも活用可能な加配定数の措置を行っている。令和3年度予算案においては、小学校の専科指導に積極的に取り組む学校の支援や、小学校第2学年の学級編制の標準の引下げに伴う教職員定数の充実に必要な経費を盛り込んでおり、引き続き、学校の指導運営体制の効果的な強化・充実に取り組んでまいりたい。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の 具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の 所管 ・関係府省 | 団体名 |
|------|----------------------|-----------|---------------------------------------|--|--|---|---|--------------------|---------------------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | |
| 141 | B 地方 に対する 規制緩和 | 医療・ 福祉 | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に係る一般会計繰出金の算定基準の見直し | 法第37条第5項及び政令第43条を改正し、一般会計繰出金の算定に用いる「一般会計繰入金」に、貸付事務費のために繰り入れた額を含めることを認めていただきたい。 | 貸付金の管理を、システム化して、マイナンバー連携が必要な現状では、システム運用費や改修費等により、貸付に係る経費が増大している一方、高等教育修学支援制度施行により、全国の貸付実績の9割を占める修学資金、就学支度資金の需要が減っている。そのため、剰余金が発生し国への償還を行うこととなるが、その償還額の範囲で、一般会計への繰出を行う。しかしながら、この繰出金の算定については、「一般会計からの繰入金」を用いることになるが、この繰入金は、貸付金のためのものであり、事務費相当分は含まれていない。よって、一般会計繰入金で賄わなければならない事務費が増大しているにも関わらず、繰出金への算定に含まれていないことから、地方自治体の一般財源負担が増大している。 | 事務費相当分の繰入金を一般会計へ繰出す金額の算定に含めることで、地方自治体の財政的負担は軽くなり、地方財政の健全な運用と今日の実情に合った制度運用となる。 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第43条 | 厚生労働省 | 八戸市、栃木県、山梨県 |
| 149 | B 地方 に対する 規制緩和 | 医療・ 福祉 | 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成対象拡大 | 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、通院治療を助成対象とすること。 | 【制度改革の必要性】 本事業は平成30年12月から開始しているが、全国的に申請者数が当初の見込みを大幅に下回っており、当県においては、令和2年3月現在で当初見込み173人に対し、申請2件、認定1件となっている。その原因の一つとして、本事業は過去12月以内に4月入院して初めて医療費が助成されるものであるが、現在のがん治療は通院治療が基本であり、12か月以内に4月以上入院するケースは非常に稀であることが挙げられる。そのため、より実態に即した制度とするため、通院治療を助成対象とすることが必要である。 | 実態に即した助成制度になるとともに、本事業の目的をより果たすことができる。 | 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱（「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知の別添） | 厚生労働省 | 茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県 |

| 管理番号 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | | 回答欄(各府省) |
|------|---|--|---|
| | 団体名 | 支障事例 | |
| 141 | 北海道、千葉市、川崎市、鎌倉市、福井市、豊田市、寝屋川市、東大阪市、兵庫県、神戸市、高知県 | <p>○当市においては現時点で国への償還は発生していないが、貸付需要の減少により今後国への償還が見込まれる。一方で、システム改修や償還事務の強化などの為、事務費の増加が見込まれるため、需要が落ち込む事業に対する費用負担の軽減に同意したい。</p> <p>○当市においても母子父子寡婦福祉資金を維持運営するためシステムを導入した。システム導入に伴い運用費、システム改修費等、貸付にかかる経費が増加し、事務費が増加しているため。</p> <p>○同様に「一般会計からの繰入金」に事務費相当分を含んでいないため、国庫償還に伴う「一般会計への繰出金」が事務費相当分を含んだ場合の算定と比較すると少なくなるため、地方自治体の一般財源の負担は増大している。</p> <p>○当市では、未だに貸付金が償還金を上回っているため、剰余金は発生しておらず、国への償還ができていない状況ではあるが、提案団体同様に貸付金の管理や償還に要する事務費などは一般会計からの繰入金により賄っている。</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法、施行令、施行規則の改正により、システム改修が必要な場合においても通常の事務経費で賄う状況である。</p> <p>法、政令等の改正に伴いシステム改修が必要な場合についても、地方自治体の財政負担となるため、法、政令等の改正時において各自治体のシステム改修の要否などを熟慮のうえ、補助等をお願いしたい。</p> <p>○当市においても、令和2年度に初めて国庫貸付額の償還を行う。ここ数年は貸付実績は減少の一途であり、今後も、国庫貸付額の償還が続くことが予測されます。一般会計繰出金の算定基準に貸付事務費の算入を認められれば、一般財源負担が減少するとともに、毎年の国庫貸付額の償還も多少は緩やかになると考えられます。</p> | <p>○福祉資金貸付金については、各都道府県等において、ひとり親家庭等に対して安定的に貸付けを行う必要があるため、特別会計を設けることで、必要なときに確実に貸付けを行うための予算を確保している。仮に、一般会計から特別会計への繰入額について、貸付に当たった事務費のために用いることを可能とした場合、ひとり親家庭等への貸付のための財源として一般会計から特別会計に繰り入れた額が、貸付以外の用途で使用されることとなり、特別会計を設けた趣旨にそぐわないこととなる。</p> <p>○また、国は、都道府県等が福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れる額の2倍に相当する金額を、当該繰入れが行われる年度において、無利子で、当該都道府県等に貸し付けるものとしている。仮に特別会計に繰り入れた額から事務費を支出した場合、国から都道府県等への貸付についても、当該事務費の2倍相当分まで過大に貸付がされることになってしまう。</p> <p>○上記の理由から、ご提案の内容を実施することは困難である。</p> |
| 149 | 宮城県、栃木県、長野県、豊田市、大阪府、兵庫県、神戸市、福岡県、長崎県、沖縄県 | <p>○肝細胞癌治療アルゴリズム（日本肝臓学会編「肝癌診療ガイドライン2017」）に示されている治療法のうち、分子標的薬（抗がん剤）による治療は通院が主流であること、薬価が高額（3割負担の方で月額約72,000～217,000円）かつ長期の治療が必要なため患者の経済的負担が大きいことから、通院治療を助成対象とすることに意義がある。</p> <p>○肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、通院治療を助成対象とすることについては、現在の通院患者の負担状況が把握できていないが、相当の負担がある場合は入院と区別する必要はないことから助成すべきと考える。</p> <p>また、当市からの申請も数名にとどまっている（当市では委託契約に基づき、窓口の受付、進達業務までを実施。）。</p> | <p>肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業は、ウイルス性肝がん・重度肝硬変の患者を対象者として医療費が年間4ヶ月以上、高額療養費算定基準額を超えること等を要件としている。現在は入院のみを対象としているが、分子標的薬の普及に伴い、従前は入院治療を受けていた患者が、分子標的薬による通院治療を受けるようになってきていること等から、令和3年度予算案においては、分子標的薬による通院治療を助成対象に追加する等の見直しを行うこととしている。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の 具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の 所管 ・関係府省 | 団体名 |
|------|----------------------|-----------|-------------------------------------|--|---|--|---|---------------------------------|---------------------------------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | |
| 150 | B 地方 に対する 規制緩和 | 医療・ 福祉 | 肝がん・重度肝 硬変治療研究促 進事業の制度簡 素化 | 肝がん・重度肝硬変治療 研究促進事業について、 事務の簡素化に資するよ う、保険法令上の特定疾 病給付対象療養の位置づ けを変更し、患者が理解 しやすい明快な制度とす ること。また、これによ り保険者による所得認定 を不要とし、速やかな認 定を可能とするととも に、医療機関や患者の負 担となる「入院医療記録 票」を廃止すること。 | 【制度改革の必要性】 本事業は平成30年12月から開始しているが、全国的に申請者数が当初 の見込みを大幅に下回っており、当県においては、令和2年3月現在 で当初見込み173人に対し、申請2件、認定1件となっている。 その原因の一つとして、制度が複雑であることが挙げられ、次の支障 が生じている。 【支障事例】 ①重篤な患者を対象としているにも関わらず、認定に時間を要するた め、当県では、申請者が認定手続中に死亡し、助成を受けられない ケースが発生した。 ②申請書類が年齢及び所得区分等により異なり、複雑である。また、 「入院医療記録票」の作成・交付が医療機関の負担となっている。 【医療機関及び患者からの意見・要望等】 ・厚生労働省は、患者の拾い上げや説明を医療機関の役割としている が、医療機関がそれを行うことは容易ではなく、医師と事務方が協力 して、患者を発見するための体制を整える必要がある。対象患者がほ ぼゼロに近い本事業のために、大きな労力をかけることはできない (医療機関) ・所得要件がある限り、医療機関が対象患者を容易に把握することは できない。(医療機関) ・もう少し単純で、申請のメリットを感じられ、高齢者でもわかりや すいものにして欲しい。(患者) | 本事業の活用が図られるとともに、患者 や医療機関の負担軽減となる。 | 肝がん・重度 肝硬変治療研 究促進事業実 施要綱(「肝 がん・重度肝 硬変治療研究 促進事業につ いて」平成30 年6月27日付 け健発0627第 1号厚生労働 省健康局長通 知の別添) | 総務省、財務 省、文部科学 省、厚生労働 省 | 茨城県、福 島県、栃木 県、群馬 県、新潟県 |

| 管理番号 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | | 回答欄(各府省) |
|------|-------------------------------------|--|---|
| | 団体名 | 支障事例 | |
| 150 | 宮城県、長野県、豊田市、大阪府、兵庫県、神戸市、福岡県、長崎県、沖縄県 | <p>○本事業の利用を拡大するためには、単に助成対象を拡大するだけでなく、以下により制度を簡素化することにより、患者や医療機関にとって理解しやすく、かつ制度を運用する都道府県の事務処理を効率化する必要がある。</p> <p>【保険法令上の位置づけの変更】 本事業が特定疾病給付対象療養（健康保険法施行令第41条第7項）に位置付けられているため、新規申請の際に保険者の認定（保険者照会）が必須となっているが、この手続きだけで2週間程度を要し、参加者証の迅速な交付の障害となっている。したがって、本事業の位置づけを特定給付対象療養に変更し、保険者照会を廃止することが必要である。</p> <p>【所得要件の廃止】 現行制度では所得要件の確認のために、加入する医療保険、年齢、高額療養費の所得区分により申請時の添付書類が異なり、患者が制度を理解しづらく、かつ患者に制度を説明する医療機関の負担が大きい原因となっている。所得要件を廃止し、制度の簡素化を図る必要がある。なお、所得要件の廃止後も自己負担限度月額は一律の金額としなければ、制度の簡素化にはつながらないことにも留意する必要がある。</p> <p>【入院医療記録票の廃止】 本事業の要件の1つである過去12か月以内に4月以上の入院を確認するため、医療機関が入院医療記録票を作成している。肝がんは5年再発率が70～80%と極めて高く、中長期的に見れば患者の経済的負担が大きい、1回の入院期間は数週間～1か月程度の場合が多く、これが本事業による助成が進まない原因の1つとなっている。入院医療記録票を廃止し、一度認定されれば過去の入院月数に関係なく助成するなど、患者が利用しやすく、かつ医療機関の負担の小さい制度とする必要がある。</p> <p>○制度が複雑であることは患者団体や医療機関から指摘されており、制度の簡素化は必要であると考える。</p> <p>○医療機関から対象患者に対して制度の紹介・説明がないと申請に繋がっていない（申請は数名にとどまっている）。</p> | <p>医療保険制度における特定疾病給付対象療養は、患者負担の軽減に加え、治療研究の促進もあわせて実施する療養として、治療方法・診断方法の確立などにより医療の質の向上が図られるなど、医療保険制度やその加入者においても効果が期待できるものについて、所得区分に応じた限度額を適用した上で公費助成を行っている。</p> <p>肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業は、長期にわたり療養を要するという肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえて、患者の医療費の負担軽減を図るとともに、治療効果、患者の生命予後や生活の質を考慮し、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築する事業であることから、所得区分に応じた限度額を適用しているものであり、現行の取扱いを事務手続の簡素化の観点から変更することはできない。</p> <p>入院医療記録票については、給付を行う上で対象要件を満たしていることを確認するために必要不可欠なものであり廃止は困難であるが、今般の事業の見直しに合わせ、令和3年度から記載事項を簡素化することとしている。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の 具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の 所管 ・関係府省 | 団体名 |
|------|----------------------|-----------|---|---|---|---|---|--------------------|-------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | |
| 160 | B 地方 に対する 規制緩和 | 土木・ 建築 | 家賃低廉化補助 に係る制度の見 直し及び当該補 助対象者の基準 の緩和 | <p>公的賃貸住宅家賃対策調 整補助金交付要綱第3第 1項第9号に規定される 住宅確保要配慮者専用賃 貸住宅について、補助要 件として、同要綱第4第 4項第6号の二に賃貸人 が賃借人から権利金、謝 金等の金品を受領しない ことを規定しているが、 地域の実情に応じて、内 内容及び金額の上限を設定 した上で、それらを賃貸 の条件とすることを可能 とする規制緩和を求め る。</p> <p>また、同要綱第4第4項 第1号のロに規定される 入居世帯の所得要件につ いて、家賃相場が高い地 域においては、所得上限 を公営住宅法の裁量世帯 水準とするよう、規制緩 和を求める。</p> | <p>「住宅市場動向調査（国土交通省2018年）」によると、平成30年度に おける更新手数料及び礼金有りの物件は、首都圏では7割近くに上 るとされている中、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅としての登録につ いて、不動産店や物件オーナーからは、補助要件に当てはまる賃貸条件 とした場合、通常は得られる更新手数料や礼金が得られず、収入低下 につながり、メリットを感じられないという声が多く寄せられている ことから、補助を受ける物件の増加を阻む要因の一つとなっていると 推測でき、結果として、十分な住宅確保要配慮者専用賃貸住宅を確保 が難しい状況にある。</p> <p>また、首都圏においては、家賃相場が高く、新耐震基準を満たし複数 人で居住できる住宅は月10～12万円程度が相場で、家賃低廉化補助を 受けたとしても「月額所得15万8千円以内」という利用者要件がある ため、住宅費の負担割合が高くなり、住宅確保要配慮者とのマッチ ングに支障をきたしている。</p> | <p>本制度において、賃貸人からの権利金、 謝金等の金品の受領が可能となれば、礼 金及び更新料が設定されている大多数の 物件が住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の 対象となり、補助を受ける物件が倍以上 に増加する可能性がある。</p> <p>また、所得上限が緩和されれば、全国と 比較して家賃相場の高い地域において、 ひとり親世帯を含む複数人で居住できる 住宅について、住宅確保要配慮者が利用 しやすくなる。</p> | 公的賃貸住宅 家賃対策調整 補助金交付要 綱第4第4項 第1号のロ、 第6号の二 | 国土交通省 | 特別区長会 |

| 管理番号 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | | 回答欄(各府省) |
|------|-----------------------------------|---|---|
| | 団体名 | 支障事例 | |
| 160 | 苫小牧市、川崎市、京都市、神戸市 | ○当市においては、更新手数料や礼金の要件について、不動産業者等から要望を受けていないが、求める措置の具体的内容中に「地域の実情に応じて、内容及び金額の上限を設定した上で」と付されていることから、同様の改正の必要性を認める。また、所得上限を公営住宅法の裁量世帯水準とすることについても、改正の必要性を認める。 | <p>公的賃貸住宅家賃対策調整補助金は、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等の公的賃貸住宅について、家賃及び家賃債務保証料の低廉化に係る費用に対して補助を行うものである。</p> <p>ご提案の公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱第4第4項第6号二に規定する賃貸人が賃借人から権利金、謝金等の金品を受領しないことの緩和については、公営住宅法第20条において、家賃、敷金以外に権利金、保証金又は礼金等を徴収したり、不当な義務を課したりすることは許されない旨規定されており、本補助金が公営住宅に準じた公的賃貸住宅家賃に対する補助制度であることを鑑みると、対応は困難である。</p> <p>また、ご提案の同要綱第4第4項第1号ロに規定する入居世帯の所得要件の緩和については、公営住宅の建替えの際に従前居住者の移転先とする場合など必要な場合に限り緩和しているが、本補助金が公営住宅に準じた公的賃貸住宅家賃に対する補助制度であり、特に住宅に困窮する者への支援を集中的に行う観点から、提案のように緩和することは困難である。</p> <p>○公営住宅法 (家賃等以外の金品徴収等の禁止) 第二十条 事業主体は、公営住宅の使用に関し、その入居者から家賃及び敷金を除くほか、権利金その他の金品を徴収し、又はその入居者に不当な義務を課することができない。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の 具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の 所管 ・関係府省 | 団体名 |
|------|----------------------|-----------|--------------------------------------|---|---|--|--|--------------------|--|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | |
| 170 | B 地方 に対する 規制緩和 | 医療・ 福祉 | 地域少子化対策 重点推進交付金 の交付対象年度 の緩和 | 地域少子化対策重点推進 交付金の対象事業である 優良事例の横展開支援事 業において、結婚支援セ ンターの運営費やシステ ム等、恒常的に人件費や 維持費等が発生するもの について、運用開始後3 か年度を補助期限とする 取扱い(3年ルール)が 令和元年度から追加され た。 少子化対策は、長期的に 継続した取組が求められる ため、補助期限の延期 や対象経費の見直しなど 要件緩和を図ること。 | システム維持費等の補助期限を設置から3か年度を限度とする要件 は、事業を開始した際には示されておらず、導入済みの既存システム の運用にかかる費用の捻出に苦慮している。 また、要件の追加が足かせとなり、新規の少子化対策事業を実施し辛 くなっている。 | 限度要件の見直しにより、少子化対策事 業を安定して実施することができる。 | 地域少子化対 策重点推進交 付金交付要 綱、地域少子 化対策重点推 進事業実施要 綱、地域少子 化対策重点推 進交付金に関 するQ&A | 内閣府 | 島根県、山 梨県、中国 地方知事 会、日本創 生のための 将来世代応 援知事同盟 |

| 管理番号 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | | 回答欄(各府省) |
|------|-----------------------------------|---|--|
| | 団体名 | 支障事例 | |
| 170 | 北海道、宮城県、茨城県、栃木県、長野県、宮崎県、宮崎市、沖縄県 | <p>○当県においても、本年度から利用者の目線に立った結婚や出会い支援に関するホームページを新たに立ち上げることとしている。行政が結婚や出会いの支援を行うことは非常に意義のあることであるが、補助率や要件の制約により、理想とするサイト運営が難しい状況にある。</p> <p>○交付金を活用し、平成28年度に開設した県の結婚支援センターでは、令和元年度から運営費に交付金が活用できなくなるため、人員を1名削減した。人的基盤が弱まるのに加え、人件費への一財充当は事業費を圧迫し、全県的な結婚支援を促進する拠点としてセンターが行う中間支援の取組も一部、縮小する必要が生じた。</p> <p>○当県においても、継続事業に対する補助期限の取扱いの適用により、令和元年度から結婚支援センターや異業種間等の交流を仲介する事業所間婚活コーディネーターの設置事業の運営費が補助対象外とされ、財源確保に苦慮している。</p> <p>○国の「少子化社会対策大綱」(2020年5月)において、地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援等が位置付けられているが、結婚支援センターは、各自治体が結婚支援を推進するに当たり核となる機関である。一方で、各自治体が結婚支援センターを運営するに当たっては、会費を高額にできない事情もあることから、人件費やシステム運営費等毎年の恒常的な経費に係る財源の確保が難しくなっている。少子化に歯止めがかからない状況において、結婚支援センターの役割は益々重要になっており、また、新しい生活様式を採り入れた事業展開等が求められる中で、補助対象期間や対象経費等の要件緩和が必要であると考えている。</p> | <p>○恒常的に人件費、システム維持費等の費用が発生する事業については、地域の実情や課題に対応してステップアップすることを条件に、設置後3か年度を限度として従前からの運営費も交付金の対象とし、設置3か年度を経過した後は、ステップアップに関連した部分のみを交付金の対象としている。</p> <p>○これは限られた予算を効果的に活用するため、自治体における新規事業立上げやステップアップに係る取組に対して集中的に支援を行い、また自治体においても交付金に頼らない持続可能な取組を確立していただくもの。</p> <p>○自治体における少子化対策の取組を更に支援していくため、令和3年度予算案においては、自治体からの様々な御要望等も踏まえ、自治体間連携を伴う広域的な結婚支援に対する重点的支援、結婚新生活支援事業の充実等を図ることとしている。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の 具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の 所管 ・関係府省 | 団体名 |
|------|----------------------|-----------|--------------------|---|---|--|---|--------------------|-----|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | |
| 185 | B 地方 に対する 規制緩和 | 教育・ 文化 | 栄養教諭等の配 置基準の見直し | 小中学校における栄養教 諭等の配置基準を見直 し、給食の実施方法に関 わらず、栄養教諭等を各 校1名ずつ配置するよう 定数改善を行うべきであ る。 | ・学校数が多く、共同調理場化が進んでいる県では、学校数に対して配置される栄養教諭等が少なく、食育の取組が進まない。 ・特に学校数が多い市部では栄養教諭等一人当たりが担当する学校が多く、加配がない場合5～9校、(加配を含めても4～7校)を一人で担当する必要があるなど、学校における食育が十分に推進されない状況にある。 ・令和2年度は、配置基準による定数に加えて10名の国庫負担職員が配置されているが、加配の場合、次年度の保障がないため非正規職員を配置せざるを得ないなど、特有の課題がある。 | 食に関する指導と学校給食の一層の充実 につながる。 | 栄養教諭・学 校栄養職員の 配置基準(公 立義務教育諸 学校の学級編 制及び教職員 定数の標準に 関する法律 第8条の2) <単独校の場 合> ・550人以上の 学校:1人・ 549人以下の学 校:4校に1人 <共同調理場 を設置してい る場合> ・1500人以 下:1人・1501 人~6000人:2 人・6001人以 上:3人 | 文部科学省 | 鳥取県 |

| 管理番号 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | | 回答欄(各府省) |
|------|--|--|--|
| | 団体名 | 支障事例 | |
| 185 | 札幌市、旭川市、盛岡市、宮城県、福島県、神奈川県、川崎市、上越市、長野県、上田市、浜松市、豊田市、京都市、福知山市、大阪府、大阪市、高槻市、加古川市、香芝市、米子市、徳島県、香川県、高知県、久留米市、飯塚市、長崎市、壱岐市、熊本 | <p>○調理場の集約化（共同調理場化）を図る場合、調理業務の合理化が見込める半面、栄養教諭の配置が減少してしまう可能性があるなど、食育の面で後退してしまう恐れがある。</p> <p>○当県においても、1,500人以下の共同調理場が39ある。そのうち、配給先の学校が5校以上の共同調理場が16あり、学校での食育指導が容易でない。食育指導については、学校単位で行うものであり、定数の算定基準を食数ではなく学校数にすることで、実態に応じた定数措置になると考える。</p> <p>○当市は親子方式を基本的に単独調理様式を併用しつつ、小中全校において学校給食を実施しており、親学校及び単独調理校のすべてに栄養教諭又は栄養士を配置している。</p> <p>一方、国の配置基準では、児童生徒数が550名以上は1人校、549名以下は0.25人校とされているが、549名を下回る学校が相当数あり、当市の実態と乖離が生じている。</p> <p>○当県においても、食育の重要性に鑑み、今後、栄養教諭の配置拡大を図っていく必要があると考えているが、配置拡大に当たっては、現在の栄養教諭の業務内容や学校現場における役割等を踏まえて、当県として適正な配置数を検討する必要があり、本提案の配置基準に基づく配置数が適当かどうか検証が必要。</p> <p>○現在、当市では共同調理場が2つあり、栄養教諭等の配置は研究加配を含めても5名である。学校数は小・中学校で25校あり、各校への食に関する指導が十分出来ない。</p> <p>○当市では令和2年9月から新たな共同調理場の稼働により6中学校において給食開始を予定している。また、令和3年9月から新たな別の共同調理場の稼働により4中学校において給食開始を予定している。2つの共同調理場の稼働により、左記の具体的な支障事例と同様の問題が生じることになる。</p> <p>○（現状） 当市では単独校の栄養教諭6名のうち5名が1人あたり3校を担当し、1名が2校を担当している。法基準により今年度から1名減となった。 共同調理場方式の栄養教諭は5名おり、5名で3つの給食センター（配食先15校）を担当している。</p> <p>（支障事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー対応が必要な児童生徒が年々増えており、給食における対応が煩雑化している。保護者との面談時間も十分にとることができず、複数校担当していると、実際のアレルギー除去食作成やチェックが調理員任せになってしまっている。 ・食に関する指導についても、複数校担当していると十分に指導できない。担当校によっては年に数回給食の時間に訪問するだけなので、児童生徒の実態把握や食育指導が困難である。 ・事務作業やアレルギー対応に追われ、調理室の衛生管理等の業務が疎かになってしまう。 ・本来の業務にある肥満や痩身傾向の児童生徒の個別指導など、指導計画を立てて取り組むべきだと思うが、今の状況では1人の栄養教諭が受け持つ児童生徒数が多すぎて対応できない。 <p>○当市においても、2献立を調理する調理場の設置や、アレルギー対応給食の実施など、給食管理に係る業務が増大する一方、食育活動の一層の推進も図る必要がある。現状の配置基準による人数では、栄養教諭に求められる役割を果たすためには不十分であると認識している。ただし、栄養教諭の配置基準の算定方法は、全国一律に適用するのではなく、地域の特性に応じた柔軟な基準を設定することが望ましいと考える。</p> <p>○549人以下の単独調理場の場合、栄養教諭は本務校以外に3校を兼務することになり、上述のきめ細かな対応が十分にできない。</p> <p>また、市町合併などにより共同調理場が増加しているが、栄養教諭の配置は単独調理場に比べて少人数であるため、担当する学校数が多くなり、結果として食に関する指導を十分に行えない現状や、すべての食物アレルギーに対応した給食の提供ができていないという実状がある。</p> <p>昨年度、1市2町が連携し共同調理場を設置した結果、栄養教諭の定数が5人から2人に減少し、19校215学級4,534人の児童生徒を2人で指導することとなった。</p> <p>○食に関する指導や学校給食のより一層の充実を図るため、栄養教諭及び学校栄養職員（以下、「栄養教諭等」）は重要な役割を果たしているが、その配置基準については、平成13年の義務標準法改正以降、見直しが行われていない。</p> <p>少子化の進展に伴い学校規模が縮小する中、給食単独実施校に栄養教諭等が1人配置となる基準（児童・生徒数550名以上）を割り込む学校が増加しており、栄養教諭等の配置に係る自治体負担の増加に加え、安定的な採用及び人材育成にも支障を来している。特に当県においては、栄養教諭等の1人配置基準となる児童数550名前後の小学校数割合が全国に比して高く、少子化による栄養教諭等の配置数への影響を顕著に受ける構造となっている。</p> <p>また、共同調理場による給食実施校においては、学校数に関わらず、児童・生徒数のみにより配置基準が定められているため、栄養教諭等を学校へ配置することが困難である。</p> <p>○当団体でも域内各団体から提案団体と同様の意見を聞いているほか、食物アレルギー対策や、給食指導、給食の時間における指導を効果的に個別的な相談指導までつなげるためには、各校に栄養教諭を配置する必要があると考える。</p> <p>当団体では今後の採用は基本的にすべて栄養教諭を配置することとしており、栄養教諭の産育休等のやむを得ない場合のみ臨時的に学校栄養職員を配置している。</p> <p>給食の衛生管理・食育に支障がでているのは、学校栄養職員の配置か栄養教諭の配置かではなく、標準法で栄養教諭の配置が定められていないことが原因であるので、標準法及び学校教育法の改正が必要と考える。</p> <p>○当市における栄養教諭及び学校栄養職員の配置は105校中30校（32名）にとどまっている。また、食物アレルギー対応については、対応を希望する児童生徒数の増加に伴い、詳細な献立表の配布や除去食での対応を行っているが、除去食での対応は栄養教諭等の確実な指導等を原則としているため、学校間で対応に違いがある。特に共同調理場では、受け持つ学校数が多いため、栄養教諭一人あたりの食育指導や食物アレルギーの対応人数が過大となっている。</p> <p>○栄養教諭制度が定着し、栄養教諭を中核にした食育の推進を学校現場が求めているが、依然として栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は栄養教諭制度制定前と同じであり、提案にある支障事例と同様に、給食センター化により栄養教諭の定数が減る現状の中で、給食管理に多くの時間が取られている。</p> <p>食育推進計画等で児童生徒に向けた多くの目標が掲げられるが、現場のニーズと合っていない。</p> <p>○当市の第二学校給食センターは小学校14校（児童数5,490名）を担当し、栄養教諭及び栄養職員が2名配置されている。老朽化が著しくアレルギー対応ができないため、令和5年度稼働予定で新学校給食センターの改築を進めています。新たな給食センターでは通常の給食管理・栄養管理業務、食育に加えアレルギー対応業務が必要になります。</p> <p>少子化による児童数減少により、令和元年度栄養教諭及び栄養職員の配置数が3名から2名になり、学校数は同数のままで一人当たりの業務量は増加している状況です。新たに加わるアレルギー対応と食育の展開を進めるためには、体制を強化する必要があり、2人体制で業務を行うには物理的に困難で、安全安心な給食の提供が担保されません。、安全安心な給食の提供、一定レベルの食育環境を担保のため、栄養教諭及び栄養職員の配置基準を、現状「1,501～6,000人、2」「4,001人以上は2,000人ごと1を加算」を「1,501人以上は1,500人ごと1を加算」に実情に即した配置基準に見直ししていただきたい。</p> <p>○栄養教諭が各校に1名配置されていない現状では、栄養教諭1名あたり2～3校を担当している現状である。給食のアレルギー対応や食育推進といった業務については、栄養教諭が担当するが、業務量が過大であり、専門ではない教諭等が業務を一部担当している。アレルギー対応については、専門性が必要であり教諭が担当することについては、心理的負担が大きく、また働き方改革の面でも栄養教諭が担うべき業務であると考えるところであるので、栄養教諭の定数改善を行っていただきたい。</p> <p>○栄養教諭未配置校では、食育の取組みが進まない。</p> <p>食物アレルギーを抱える児童生徒が増加する中、アレルギーのチェック、保護者との連絡等の業務を統括する栄養教諭は重要な役割を担っている。一方、栄養教諭未配置校では教職員への負担が益々大きくなっている。</p> <p>当市では今後、児童生徒数が減少傾向にあり、現制度では未配置校が増える。</p> | <p>栄養教諭等の定数については、これまでも計画的に配置改善を図ってきたところである。また、近年においては児童生徒に対する食の指導の充実を図ることができるよう、共同調理場の配置基準の引き下げを念頭にした加配定数の措置を行っている。令和3年度予算案においては、小学校の専科指導に積極的に取り組む学校の支援や、小学校第2学年の学級編制の標準の引下げに伴う教職員定数の充実に必要な経費を盛り込んでおり、引き続き、学校の指導運営体制の効果的な強化・充実に取り組んでまいりたい。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の 具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の 所管 ・関係府省 | 団体名 |
|------|----------------------|-----------|---|--|--|---|--|--------------------|------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | |
| 187 | B 地方 に対する 規制緩和 | 農業・ 農地 | 水利施設等保全 高度化事業及び 農地中間管理機 構関連農地整備 事業における面 積要件の緩和 | 水利施設等保全高度化事業における「畑地帯担い手育成型」の採択要件と、農地中間管理機構関連農地整備事業における「農地整備事業」の採択要件のうち、以下において「5ha」とされている部分について、「2ha」とすることを求める。 ・水利施設等保全高度化事業実施要領第5の1(3)ア(ア) ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領第4の2(1) | 当市では、柑橘栽培が一次産業の基幹産業となっているが、急傾斜園地が大半であることから、高齢化等により栽培が困難となっている。そこで、若い担い手へ農地の集積を図りながら柑橘産業を維持し再度発展させていくために、より平坦または緩傾斜である遊休農地の再整備が課題となっている。 遊休農地の整備については、水利施設等保全高度化事業、農地中間管理機構関連農地整備事業などが国庫事業として予算化されているが、事業実施に当たってはその受益面積について要件が課されているところである。 具体的には、 ・水利施設等保全高度化事業における「畑地帯担い手育成型」については、樹園地にあつては、一定の要件を満たした上で0.5ヘクタール以上の団地の面積が5ヘクタール以上であること ・農地中間管理機構関連農地整備事業における「農地整備事業」については、中山間地域にあつては、おおむね5ヘクタール以上であることが要件となっている。 しかしながら、当市のような狭小な急傾斜地が大半を占める地域においては、最も大きい樹園地であっても4ヘクタールしかなく、5ヘクタールという面積要件を求める「畑地帯担い手育成型」や「農地整備事業」は実施できていないというのが現状である。 なお、農地中間管理機構関連農地整備事業には「農地整備事業」の他にも「実施計画等策定事業」「農村環境計画策定事業」があるが、どちらも農業整備事業の実施の予定が前提となっているため、「農地整備事業」の面積要件をみたさなければ、当然それらも実施できないこととなる。 | 事業実施要件の面積が確保できない市町村においても、国庫事業による農業基盤整備事業の実施が可能となり、国が進める担い手への農地集積による生産規模の拡大がはかられより安定した経営を促進することができる。 このことにより高齢化や狭小・急傾斜により効率化の困難性により農業の衰退が著しい地域においても機械や生産の効率化がはかられ、担い手の確保が期待できる。 | ・水利施設等保全高度化事業実施要領第5の1(3)ア(ア) ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領第4の2(1) ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(別紙2)第3の1 ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(別紙3)第6の1 | 農林水産省 | 津久見市 |

| 管理番号 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | | 回答欄(各府省) |
|------|--------------------------------------|--|---|
| | 団体名 | 支障事例 | |
| 187 | 浜松市、犬山市、京都市、徳島県、佐世保市、熊本市、大分市、日田市、宮崎県 | <p>○当市内で近年採択を受けて事業実施する2地区に関しては、現行採択要件に基づき実施しているところであり、支障は来していない状況。しかしながら、当市も貴市同様に、傾斜斜面を利用した園地でのミカン栽培が盛んで、全国有数の産地を形成しているところであり、樹園地整備の推進が課題となっていることから、高齢化や条件不利地の解消等を効率的に進めていくために、事業要件緩和が望まれる。</p> <p>○農業者の減少と高齢化により、担い手不足が加速するとともに、農地の減少や荒廃化など農業を取り巻く環境は厳しさを増している。そのため、生産基盤の強化と農地の利用集積によるコスト軽減を図ることを目的に基盤整備を推進している。しかしながら、中山間地域では面積要件に満たない地域も散在している。そこで、面積要件の緩和により受益者の負担軽減に繋がる事業の拡充は必要である。</p> <p>○当市でも、耕作地が狭小な急傾斜地が大半を占める地域である事は同様のため、事業実施の面積要件が緩和できれば国庫事業による基盤整備事業の実施が可能となり、今後、農地集積により生産規模拡大からの経営安定や新たな担い手の確保が期待できる。</p> | <p>公共事業である水利施設等保全高度化事業の畑地帯担い手育成型と農地中間管理機構関連農地整備事業については、中山間地域の樹園地においては、営農の一体性がある範囲において0.5ha以上の団地の合計が5ha以上であれば事業の採択を可能としているところです。</p> <p>これにより、1団地で5haの要件を満たさなくてもいくつかの団地をまとめて5ha以上であれば生産基盤整備を行えることとしており、これを通じて樹園地における産地形成を進める考えです。</p> <p>一方、非公共事業である「農地耕作条件改善事業」においては、面積要件を設定せず、きめ細かな基盤整備事業を支援していますので、水利施設等保全高度化事業や農地中間管理機構関連農地整備備業が活用できない場合でも、こちらの事業を活用することが可能となっています。</p> <p>農林水産省としては、地域のニーズに合った基盤整備を進めていけるよう、さまざまな事業を組み合わせ支援を行ってまいります。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の 具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の 所管 ・関係府省 | 団体名 |
|------|----------------------|-----------|---|---|---|---|---|--------------------|---|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | |
| 208 | B 地方 に対する 規制緩和 | 医療・ 福祉 | 保育体制強化事業の前年同月比較要件の見直し | 保育体制強化事業の保育支援者を配置した月における保育士等の数の前年同月比較要件を撤廃し、保育士等の配置基準を満たした上で、保育支援者を加配した場合には全て補助対象とする。 | 施設の状況によって当然保育士等の配置数は変わるため、保育支援者を配置する直前に保育士が退職した場合など、前年より保育士等が少ない等の理由で保育支援者を配置したとしても補助金を活用できない施設がある。ある保育所では、保育支援者が確保できた年度には上記取扱いにより、補助対象外となってしまったという事例が生じるなど、支障をきたしている。令和元年度は予算段階では30園が計画したが、「保育士、保育士以外の人員がそれぞれ前年度以上」という基準をクリアできない園も多く実際に実施できた園は20園にとどまる。 | 補助事業の活用促進、保育体制の充実 | 保育体制強化事業実施要綱、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 | 厚生労働省 | 豊橋市 |
| 216 | B 地方 に対する 規制緩和 | 医療・ 福祉 | 幼稚園等に通園する児童養護施設入所者に係る副食費の多子世帯の判定に係る運用基準の見直し | 幼稚園等に通園する児童養護施設入所者に係る副食費については、子どもの数に関わらず、いったん施設負担ののち措置費により補填する制度となるよう運営基準を見直す。 | 幼稚園等に通園する児童養護施設入所者に係る副食費の財源は、通常は県の措置費、多子減免が適用される場合は、市町村からの給付という違いがあるものの、いずれにせよ全て公費で負担される。児童養護施設入所者の副食費の免除に係る多子世帯の判定については、施設長が「保護者」として整理されるため、異なる施設に入所する場合は通算されず、また保護者のもとに戻るために長子の入退所が繰り返されたり親権者が異なるために苗字が違っている等の理由により、本籍地市町村へ戸籍の照会や児童養護施設に確認するなど判定が煩雑であり、市町村の負担となっている。 また、幼稚園にとっても給食費の徴収が複雑となり負担となっている。 (財源割合：県の措置費の場合→国1/2、県1/2、多子減免が適用される場合→新制度移行済の園は国36.9%、県31.55%、市町村31.55%ずつ、未移行の園は国・県・市町村1/3ずつ) そこで、幼稚園等に通園する児童養護施設入所者に係る副食費については、子どもの数に関わらず、いったん施設負担ののち措置費により補填する制度となるよう運営基準を見直し事務負担の軽減を図りたい。 | 多子判定に係る市町の事務負担が軽減されるとともに、幼稚園にとっても給食費の徴収に係る負担が軽減される。 | 児童福祉法、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、特定教育・保育等に要する費用の算定に関する基準等の実施上の留意事項について、子ども・子育て支援交付金交付要綱、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | 愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、松野町、高知県 |

| 管理番号 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | | 回答欄(各府省) |
|------|---|---|--|
| | 団体名 | 支障事例 | |
| 208 | 旭川市、福島県、郡山市、前橋市、千葉市、川崎市、新潟市、犬山市、大阪市、東大阪市、徳島県、愛媛県、西条市、鹿児島市、指宿市、沖縄県 | <p>○当市においても、保育支援者を雇用しても年度によって要件に沿わず、活用できない事例が生じている。また、令和2年度から保育支援者の業務に園外活動時の見守り等も追加されていることから、要件を緩和し、多くの施設が活用できるようしていたくことで園外保育の安全確保の一助になるものとする。</p> <p>○本事業の補助要件である保育士等数の比較について、現行制度では、①保育士②保育士以外（以下「保育支援者」という）の各々の区分で在席人員が前年度と比較して同数以上となる場合のみ、補助対象となっていますが、この条件により、本補助制度を十分に活用できない状況があります。具体的には、（１）各自治体で様々な補助制度があるなかで、この補助要件は市独自補助分の職員数も算定対象となっていることが、本補助の活用の促進を阻害する要因となっています。例えば、当市では市独自の人的配置を行う補助金が複数あります。その中の障害児への加配については、毎年の受け入れ障害児数によって、加配人数が増減します。その年たまたま障害児の受け入れが少なく、加配職員が減少したなど、何ら園の責に帰すべきでない事由で、本補助要件を満たせない状態が発生しています。（２）施設が保育士確保のための様々な努力をしたにも関わらず、保育士の離職や産育休等は生じています。欠員が補充されるまでの保育士の負担軽減のために保育支援者を雇用している場合でも、保育士数は前年度より減少することとなり、補助を受けられない状況があります。保育士の負担が増え、一番この制度を利用したいときに使えないジレンマが発生していると考えます。</p> <p>保育支援者の雇用により補助金を確保して、保育士をより少なく雇用しようとする施設は、今の保育士不足のなか、様々な離職防止を図っている現場からは想定できない状況です。その状況での人数比較は不要だと考えます。施設がより活用しやすく、より保育士の負担軽減につながるよう、保育士数等の人数比較を条件から撤廃することを要望いたします。撤廃ができない場合においても、市独自の加配職員を比較対象に入れないことを要望いたします。</p> <p>○当市においても、前年同月比較要件が満たせず、補助金の活用ができなかった事例があった。保育士の確保が難しい状況が依然として続く中で、保育支援者を配置して保育士の負担を軽減することは、在職している保育士の就労継続を促すこととなるため、要件を見直すべきと考える。なお、「国基準の必要保育士数を満たしている場合」を補助の条件とすることにより、保育の質は担保されると考える。</p> | 令和2年度より、保育士及び保育士以外の者の同数以上の要件を緩和し、保育支援者を配置した月における児童の定員数に対する保育士及び保育士以外の者（保育支援者を含む）の数の割合が、前年同月と比較して同割合以上の場合も認めることとしたところである。なお、保育士の業務負担軽減に当たっては、保育補助者雇い上げ強化事業の活用も検討頂きたい。 |
| 216 | 宮城県、茨城県、新潟市、京都市、兵庫県、鳥取県、新居浜市 | — | 現在、幼稚園等に通園する児童養護施設入所者における副食費については、年収360万円未満相当世帯や、所得に関係なく第三子以降の園児について、①子ども・子育て支援新制度対象の幼稚園等を利用する場合には、副食費徴収免除加算により、②子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園等を利用する場合には、地域子ども・子育て支援事業の実費徴収に係る補足給付を行う事業により免除を行っているところであるが、その見直しに当たって、現行の仕組みと児童入所施設措置費とで国と地方自治体、地方自治体間（都道府県と市町村間）における費用負担の割合が異なっていること等から、ご提案のとおり児童入所施設措置費で措置することは難しいと考えている。 |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の 具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の 所管 ・関係府省 | 団体名 |
|------|----------------------|-----------|---|--|---|---|--------------------------------------|--------------------|---|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | |
| 220 | B 地方 に対する 規制緩和 | 教育・ 文化 | 「特別支援学校 への就学奨励に 関する法律」に 基づく特別支援 教育就学奨励費 の定額支給化 | 「特別支援教育就学奨励 費」の学用品費等を定額 支給とすること。 | <p>【現行制度】 「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料（令和元年度版）文部科学省」において国庫補助対象限度額一覧があり、その中で、学用品購入費については「実費」と定められている。また、同資料に対象経費の算定方法について記載があり、「保護者等が費用負担している実態について確認を行うこと。なお、確認方法については、レシート・領収書等による確認」とされている。</p> <p>【支障事例】 特別支援教育就学奨励費の支給事務について、支給対象額の算定のために事務担当者、教員、保護者に過度な負担が生じている。一つ一つの支給金額は数百円程度のものが多く、支給する金額に対して、事務担当者、教員、保護者の負担感が大きい。 特に、「学用品・通学用品」について、当県では、支給件数が年間20,000件弱となっているが、保護者が申請してきた品物について、教育課程上必要なものかどうか一つ一つ確認が必要であり、その都度教員への確認作業が生じている。 また、保護者には領収書、レシートなど、金額と支出したことを証明する書類の提出が必須とされているが、「雑貨」などと品物名がはっきり記載されないケースもあり、証拠書類として採用できないものもある。内容確認のための電話連絡や領収書の取り直しなど保護者に負担が生じている。 提出された領収書やレシートが、税抜きで記載されている場合や購入店舗のポイントを使用されている場合は、支給額算定時に再計算を要し、事務担当者の負担になっている。</p> <p>【制度改革の必要性】 本提案は、「制度の趣旨として定額支給になじまない」こと等を理由に関係府省との調整が行われなかった令和元年の提案の再提案事項である。 特別支援教育就学奨励費のほかにも、同じく保護者の経済的負担を軽減することを目的として、学用品費等を支給する「奨学のための給付金制度」や、「生活保護法に基づく教育扶助費（基準額等）」は、一般家庭の平均的費用の実態を踏まえて定額支給とされている一方で、当該奨励費のみ「制度の趣旨として定額支給になじまない」として、実費支給とされ、過度に事務担当者や保護者に負担を負わせている状況は実情に合っていないと考える。</p> | <p>支給額を定額とすることにより、支給金額の確認にかかる担当者の負担が軽減される。</p> <p>また、保護者にとっても、レシート等の保存及び提出の必要がなくなり、負担が軽減される、住民サービスの向上が図られる。</p> <p>加えて、領収書やレシートの提出・保管が不要となるので、添付書類の削減にも繋がる。</p> | 特別支援教育 就学奨励費負 担金等に係る 事務処理資料 | 文部科学省 | 埼玉県、さい たま市、越 谷市、川口 市、行田 市、秩父 市、本庄 市、東松山 市、狭山 市、羽生 市、深谷 市、上尾 市、草加 市、戸田 市、入間 市、朝霞 市、志木 市、和光 市、桶川 市、北本 市、富士見 市、三郷 市、蓮田 市、幸手 市、鶴ヶ島 市、日高 市、吉川 市、ふじみ 野市、白岡 市、三芳 町、毛呂山 町、鳩山 町、ときが わ町、皆野 町、美里 町、神川 町、上里 町、寄居 町、山梨 県、磐田市 |

| 管理番号 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | | 回答欄(各府省) |
|------|--|--|---|
| | 団体名 | 支障事例 | |
| 220 | 札幌市、八戸市、盛岡市、福島県、ひたちなか市、前橋市、春日部市、千葉市、神奈川県、横浜市、相模原市、新潟市、上田市、名古屋市、豊橋市、春日井市、福知山市、大阪市、兵庫県、神戸市、米子市、岡山県、広島市、防府市、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市 | <p>○特別支援教育就学奨励費（小中学校分）の学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、購入に要した実費を支給対象としている。その実費確認の方法として、保護者にレシートの提出等を求め、それを学校職員が確認後、教育委員会で支給金額を決定している。そのため職員は、レシートの内容及び金額を確認するなど、大変煩雑な事務処理を行っている。また、保護者は学用品等購入時のレシートの保存及び提出が負担となっている。定額支給にすることにより、支給金額の確認にかかる事務作業が軽減され、事務負担が大きく減る。また、保護者においては、レシート等の保存及び提出の必要がなくなり、負担が減るとともに、手続きの煩雑さから申請をしていなかった世帯にも支給が可能となり、制度の趣旨に沿った支給となる。</p> <p>○【支障事例】 当市においても制度対象者が年々増加する中で、「学用品費・通学用品費・新入学学用品費等」の支給に係る領収書・レシートの確認作業が、保護者及び学校、市教委それぞれにとって過大な負担となっている。 保護者は、家庭の日用品と一緒に学用品を購入することも多く、購入単価が少額な際など大量にレシートを提出する必要があり、レシートの保管や、確認作業が過大な負担となっている。 また、学校での一括購入品の確認についても、学校、学年ごとの購入品の他、個人ごとに購入する物も多く、一括購入品の購入実績の管理や、保護者から提出される領収書の整理等が学校にとって過大な負担となっている。 また、市教委では3～4人の職員で、2千件超の支給確認を行っている状況であり、用途が判別出来ない物品については学校や保護者にその都度電話確認を行うなど、特に業務繁忙期においては、膨大な負担となっている。 ○保護者は領収書等を保管する必要があるほか、事務担当者も提出された全ての領収書等を点検しなければならないため過度の事務負担となっている。 ○特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等は、文部科学省が発行する「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」に対象物品を大まかに示しているのみであるため、学校は保護者から提出されたレシートを整理するとともに、購入物品が補助対象物品が逐一確認することにも時間を要する。 ○新たに特別支援学級に在籍することになった場合、レシート等を保管していないことが多く、明らかに購入していることが伺われる場合でも申請されないケースがある。また、保管していたとしても内訳が明示されていない領収書は採用できないため取り直しを求めているが、金額が小さいものは再提出されないことも多い。保護者にとってはハードルが高い事務となっており、支給額に差が生じやすいため、公平性を保つためにも定額支給を求める。 ○特別支援教育就学奨励費補助金の支給について、学用品等の購入に際してレシートを保管しなければならないという点で保護者への負担が生じている。毎年、レシートを失念してしまい補助金を受け取ることができない家庭が生じている。事務処理の面でも、補助対象となるか判断が難しい物品もあるため、定額支給とする方がよい。 ○特別支援教育就学奨励費（小中学校分）の学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、購入に要した実費を支給対象としている。その実費確認の方法として、保護者に領収書等の提出を求め、それを教職員が確認後、教育委員会で支給金額を決定している。そのため教職員は、領収書等の内容及び金額を確認するなど、大変煩雑な事務処理を行っている。保護者は学用品等購入時の領収書等の保存及び提出が負担となっている。実際に購入していたとしても、領収書等を紛失した際には支給することができない。また、どの品目が支給対象となる学用品かの判断についても個別で判断することが多く、事務が煩雑化している。 ○当市においては「学用品・通学用品」の支給対象人数は、小中学校合計で約260人（学期ごとに支給するため延べ支給件数は約780件）であり、それら全てについて学校で領収書等のとりまとめを行い、担当職員が確認作業を行っているため、提案団体と全く同じ支障が生じている。学校への確認作業についても、対象者が所属する26校にそれぞれ確認をとらなければならないため職員の負担感が大きい。本制度には支給限度額が定められており、当市においては約260人中220人が限度額が支給されているため、定額支給となった場合、支給対象者への金銭的な影響は小さい一方で、事務担当者にとっては大きな負担軽減となることが見込まれる。 ○領収書・レシートの整理が煩雑であり、毎年事務担当者、教員、保護者らに負担が大きく、算定から支給までの時間、労力を費やしている。 各店舗で使用できるポイントの種類が増え、実質負担した額を再計算するのが負担である。保護者にとっても、細かいレシートを保管し、定められた期間内に提出し、振り込みまでに時間を要するよりは、就学援助同様、定額支給の方が負担が少ない。 ○物品を購入する時期から補助の申請をするまでに一定の期間があるため、申請時のレシート等の添付を省略することについては、保護者の負担軽減につながる。また、提案団体と同様の支障事例があるため、職員の作業時間の短縮や保存文書の削減が望めると考えられる。 ○支給対象となる品物か、領収済みか（領収印の有無）等、支給対象額算定のためレシート・領収証等で一件一件確認作業が必要であり、事務担当者の負担が大きい。 学年費から購入している場合には、保護者に領収書等が個別に出ない場合もあり、集金の際の通知や集金袋の領収印の確認など、領収書等に代わる関係書類の確認を取らなければならないと確認が取れない場合もあり、とりまとめの学校側の負担も多い。また、レシート・領収証等を紛失した場合や購入物品名が明確でない場合に、レシート・領収証等の再発行等の対応を保護者に求めることになり、保護者にとっても負担である。 ○特別支援教育就学奨励費（学用品・通学用品等）は、保護者からの領収書・レシートの提出がなければ支給できない。 そこで、保護者には「購入内容がはっきりと分かる領収書・レシート」の収集及び保管が求められている。 各特別支援学校には、保護者から、次のような苦情や改善要望が多数寄せられている。 ・「障がいのある子供の養育に大変な状況にある。その上領収書・レシートをきちんと整理・保管しなければならないと、支給を受けるためとはいえ、過重な負担である。」 ・「家庭生活で用いる日用品と併せて購入した場合でも、対象となる学用品等は別に領収書・レシートをもらわなければならないと、それだけ余分に時間がかかる。」 ・「高等学校で支給されている奨学のための給付金制度は、定額支給で領収書の添付を義務づけておらず、制度間で不公平が生じている。」 ・「領収書に基づく支給は、現代のネット社会・キャッシュレス決済・ペーパーレス社会において、あまりにも時代遅れではないのか。」 障がいのある子供を養育している保護者の負担を少しでも軽減するため、領収書の添付を要しない「定額支給」を導入する必要がある。 ○定額支給にすることにより、支給金額の確認にかかる事務作業が軽減され、事務負担が大きく減る。また、保護者においては、レシート等の保存及び提出の必要がなくなり、負担が減るとともに、手続きの煩雑さから申請をしていなかった世帯にも支給が可能となり、制度の趣旨に沿った支給となる。 ○当県においても、職員が、保護者から提出されたレシートや領収書の確認・集計をして支給事務を行っているため、膨大な作業量であり職員の負担となっている。また、保護者によってはレシート等の紛失もあり、証明書類がないため支給できないケースもある。 学用品・通学用品はすべての児童が学校生活を送る上で必ず必要になってくるものであり、保護者は毎年、児童のために学用品・通学用品の一定額を負担していると考えられる。 そのため、支弁区分に応じて定額支給化することにより、職員の事務軽減、保護者の負担の軽減につながると思う。</p> | <p>特別支援教育就学奨励費は、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づき、障害のある幼児児童生徒が特別支援学校等へ就学する特殊事情に鑑み、保護者等の経済的負担を軽減するための就学奨励制度であるが、障害のある幼児児童生徒においては、その障害の状態に応じて必要な支援の状況が異なっている場合があること等から、一律に定額で給付するのではなく、各費目毎に保護者の実費を確認しての支援となっている。 そのため、学用品購入費についても、経費の支給に当たっては実費となっていることの確認が必要であるが、支障事例にもある通り、全ての幼児児童生徒に共通して必要となる物品も多くあることから、学用品購入費の執行状況や当該事務作業にかかる実態を踏まえた上で、提案の内容について引き続き検討して参りたい。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の 具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の 所管 ・関係府省 | 団体名 |
|------|----------------------|-----|------------------------------------|--|--|---|--|--------------------|--|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | |
| 233 | B 地方 に対する 規制緩和 | その他 | 起業支援金制度 における補助対 象期間等の見直 し | <p>起業（登記）して事業活動が本格化するまでには一定期間を要するケースもあるため、前年度に起業した者も支援対象となるよう、応募資格の要件を前年度4月1日からとすること。</p> <p>また、事業所開設に要する経費を補助対象とするため、補助対象期間を当該年度の4月1日以降とすること。</p> | <p>【現状】 起業支援金は、地方創生推進交付金を活用して、UIJターン等による起業支援を行っている。</p> <p>応募資格は公募開始日（今年度は4月1日）から当該年度1月末までに起業した者、補助対象期間は交付決定日から1月末までと定められている。</p> <p>【支障】 応募資格は、公募開始日（今年度は4月1日）から当該年度1月末までに起業（登記）した者に限定され、前年度中に起業（登記）して、今年度に事業開始する場合は支援対象とならない。</p> <p>そのため、前年度の2～3月に起業した者は、制度上、完全に対象外となっている。</p> <p>また、補助対象期間は、執行団体から起業者への交付決定日（当県の場合、募集・審査を経ると概ね8月頃）以降とされているため、4月から7月に事業所開設に要する経費として支出した改修費や初度備品費等を補助対象とすることができない。</p> | <p>制度上、完全に対象外となっている前年度2～3月に起業する者を含め、前年度に起業した者も対象とすることで、起業者の機会損失を防ぐことができる。</p> <p>当県の他の起業支援制度の起業時期（前年度4月～当該年度1月末、22ヶ月）と同内容で実施することにより、起業者（県民）にも分かりやすく、利用しやすい制度となる。</p> <p>4～8月に起業する者にとっては、最も経費を要する時期（事務所開設に係る改修費、初度備品等）を対象とすることが、効果的な支援のあり方である。</p> | <p>起業支援事業 について(令和 元年12月20日 付け内閣府地 方創生推進事 務局)</p> | 内閣府 | 兵庫県、京 都府、京都 市、大阪 府、堺市、 和歌山県、 鳥取県、関 西広域連合 |

| 管理番号 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | | 回答欄(各府省) |
|------|-----------------------------------|---|--|
| | 団体名 | 支障事例 | |
| 233 | 青森県、福島県、茨城県、愛知県、高松市、愛媛県、高知県、宮崎県 | <p>○当県においても、2月に起業した者等が対象外となるなど、起業した日によっては、補助金受給の機会損失が生じている。</p> <p>また、申請者によっては初度備品費等事務所開設に係る経費や事務所賃料が交付決定日より前から生じている。</p> <p>前年度2月から3月に起業した者を対象に含めるとともに、補助対象期間を当該年度の4月1日以降とすることで、起業時の障壁を低減し、もって起業の促進に資するものとする。</p> <p>○応募資格は、公募開始日（今年度は4月10日）から当該年度中2月末までに起業（登記）した者に限定され、前年度中に起業（登記）して、今年度に事業開始する場合は支援対象とならない。</p> <p>そのため、前年度の3月に起業した者は、制度上、完全に対象外となっている。起業（登記）して事業活動が本格化するまでには一定期間を要するケースもあるため、前年度に起業した者も支援対象となるよう、応募資格の要件を前年度4月1日からとすること。</p> <p>また、補助対象期間は、執行団体から起業者への交付決定日（当県の場合、募集・審査を経ると概ね8月頃）以降とされているため、4月から7月に事業所開設に要する経費として支出した改修費や備品費等を補助対象とすることができないため、交付決定前着手を認め、当該年度の公募開始以降に要した費用を補助対象とすること。</p> <p>○当県の場合、今年度の募集期間は年度途中からとしているため、4月から公募開始日前までの期間に起業（登記等）した場合や前年度に起業（登記）した場合は、本来の目的である、地域課題の解決に繋がる新たな起業であっても支援の対象外となっている。</p> | <p>地方創生起業支援金事業は、各都道府県が地域再生計画に定める社会的事業の分野において、地域課題の解決を目的として新たに起業する者に対して、起業に必要な経費の一部の補助を行うものである。</p> <p>本事業の趣旨は、新たに起業する者の起業を後押しすることを目的としたものであり、その趣旨に照らせば、「本制度があったから起業を行う者」に対して支援を行うべきだと考えられる。よって、ご指摘の前年度に起業した者を支援対象とすることは適切でない判断する。</p> <p>なお、当該年度内の補助対象期間の設定については、まずは各自治体の運用や実情など、実態等の把握に努めていくことが重要であり、その結果を踏まえた上で、必要に応じて検討を行う。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の 具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の 所管 ・関係府省 | 団体名 |
|------|----------------------|------------------|---|---|---|--|-----------------------------------|--------------------|--|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | |
| 234 | B 地方 に対する 規制緩和 | 消防・ 防災・ 安全 | 災害救助法における「救助」の範囲への家屋被害認定調査等の追加 | 災害救助法における「救助」の範囲に罹災証明書の発行業務（その前提となる家屋被害認定調査を含む）を追加すること。 | 【現状】 災害救助法では救助範囲（災害救助費の対象）が、①避難所・応急仮設住宅の設置、②食品・飲料水の供給、③住宅の応急修理、④埋葬などに限定されている。 発災後、応急仮設住宅への入居や住宅の応急修理の適否を判断するためには、家屋被害認定調査を行い罹災証明書の速やかな発行が不可欠であるが、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象外である。 【支障】 大阪府北部地震や平成30年7月豪雨等の大規模災害時には被災自治体だけでは人員不足により家屋被害認定調査や罹災証明書の発行を迅速に実施するのが困難となった。 他の自治体から応援職員を派遣する際にも、災害救助費の対象でないため、応援自治体の負担となっている。 【再提案理由】 令和元年台風第15号を契機として災害救助基準が改正（令和元年10月施行）され、住宅の応急修理の支援対象が一部損壊（損害割合が10%以上）まで拡充された。 支援対象が拡充された住宅の応急修理や、応急仮設住宅の供与を迅速に行うためには、その判断基準となる家屋被害認定調査及び罹災証明書の速やかな発行が不可欠である。救助以外の目的のために活用されることのみをもって、災害救助費の対象外とすることは災害救助業務の遅延を招きかねない。 | 家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務が救助費の対象となることで、被災自治体への応援を躊躇なく行うことができ、多数の応援職員の派遣が可能となる。また、今後想定される大規模災害への迅速な対応に備えることができる。 災害救助法においては令和元年台風第15号を契機として住宅の応急修理の対象が拡充されたが、家屋被害認定調査及び罹災証明書の速やかな発行は、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理を図るうえで不可欠であり、その迅速化は、避難所での長期生活者の減少、震災関連死の増加防止にもつながる。 | 災害救助法第4条、災害救助法施行令第3条 | 内閣府 | 兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 |
| 235 | B 地方 に対する 規制緩和 | 消防・ 防災・ 安全 | 被災者生活再建支援制度についての支援対象の拡大（被災全地域への適用、半壊世帯及び一部損壊世帯への適用） | 制度の対象となる被災地域について、同一の災害により被害を受けた全ての市町を平等に支援対象とすること。 制度の対象となる被災世帯について、全壊及び大規模半壊に加えて、半壊及び一部損壊（損害割合が10%以上の世帯）も支援対象とすること。 | 【現状】 被災者生活再建支援制度は自然災害が発生した自治体内の被災世帯数を基準に適用され、住宅全壊の被害を受けた世帯が都道府県で100世帯または市町村で10世帯以上発生したことが適用要件となっている。 同制度は、自然災害の被災者の生活の再建を支援し、住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものであるが、半壊世帯・一部損壊世帯は支援対象となっていない。一方、災害救助法では、住宅の応急修理について支援対象が一部損壊（損害割合が10%以上）世帯まで拡大されている。 【支障】 平成30年7月豪雨災害において、県内では神戸市や宍粟市は被災者生活再建支援法が適用されたが、全壊被害が1世帯であった淡路市には適用されず、同じ災害でも支援を受けられない市町が発生した。 令和元年の台風第15号による住宅被害では、災害救助法に基づき一部損壊世帯まで住宅応急修理の支援対象が拡大された。一方、本制度では半壊・一部損壊世帯は支援対象外である。 【再提案理由】 同一の災害により被害を受けた世帯に対して、単に住所地のみによって被災者生活再建支援法の支援対象外となる事態は公平性の観点からも避けるべきで、法に基づく支援が平等に行われる必要がある。 対象となる被災世帯を災害救助法に基づく住宅の応急修理の支援対象と同様とすることで住民にも分かりやすい制度となるうえ、各種災害において多数発生している半壊被害も支援対象とすることは、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興につながる。 | 同一の災害により被害を受けた全ての地域が支援対象となることで、単に住所地のみによって被災者生活再建支援法の支援対象外となる事態を避けることができ、同じ災害の同じ被害程度の被災世帯に対して同法に基づく支援が平等に行われることとなる。 対象となる被災世帯を災害救助法に基づく住宅の応急修理の支援対象と同様とすることで住民にも分かりやすい制度となるうえ、各種災害において多数発生している半壊被害も支援対象とすることは、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興につながる。 | 被災者生活再建支援法第2条第2号、被災者生活再建支援法施行令第1条 | 内閣府 | 兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 |

| 管理番号 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | | 回答欄(各府省) |
|------|--|---|--|
| | 団体名 | 支障事例 | |
| 234 | 福島県、須賀川市、栃木県、前橋市、練馬区、八王子市、相模原市、浜松市、名古屋市、豊橋市、半田市、八尾市、岡山県、倉敷市、広島市、高松市、久留米市、熊本市、宮崎県、宮崎市 | <p>○大規模災害における被災者の生活再建にあたっては、罹災証明書を根拠に支援を行っているため、基礎自治体においては、遅滞なく罹災証明書を交付しなければならないこととされている（災害対策基本法90条の2）。また、令和元年東日本台風からは、住宅の応急修理について支援対象が一部損壊（損害割合10%以上）世帯にまで拡大されていることから、罹災証明書の必要性・重要性は益々高まっている。被害認定調査などを災害救助法の「救助」の範囲に追加することで、住家被害認定調査におけるタクシー・レンタカー活用や、土地家屋調査士への被害認定調査一部事務委託において、財政面で柔軟な運用が可能となり、罹災証明書の発行事務の円滑化・迅速化に大きく寄与する。</p> <p>○地震・台風や近年多発する豪雨災害などで家屋被害調査及び罹災証明書発行業務に膨大な人員、経費を要している。もはや災害はいついかなる時でも発生しうるものとして対策を講じる必要があり、自治体間での人的・物的支援を融通し合うことが早期復旧につながる。以上のことから、住民の福祉の向上のため、災害救助法における「救助」の範囲に罹災証明書の発行業務（その前提となる家屋被害認定調査を含む）を追加することが必要である。</p> <p>○令和元年東日本台風においても県内の多くの自治体において災害救助法を適用し、救助を実施したところであるが、住宅の応急修理や賃貸型応急住宅の供与のために必要となる住家の被害認定調査や罹災証明書の交付については、災害救助法で規定する救助に当たらない。被害規模の大きい自治体では、1日当たり90人以上の人員で住家の被害認定調査を行うなど、短期間で調査を完了させるために多くの人員を割いており業務に係る負担は大きい。業務の実施に際し必要となった事務費（時間外勤務手当や消耗品費等）は国庫負担の対象とされていない。また、業務を実施するに当たり応援自治体が職員を派遣し対応する場合、被災自治体の財政負担を勘案し、応援自治体が派遣に要した経費を負担するケースもあり、応援自治体にとっても大きな負担となっている。</p> | <p>家屋被害認定調査、罹災証明書については、災害救助法に基づく救助以外の目的のために活用されることが多いことから、これに要する経費を災害救助費の対象とすることは困難である。</p> <p>なお、罹災証明書の発行業務等の人的支援については、総務省が全国知事会などとともに構築した、応急対策職員派遣制度等において実施されており、当該制度等に基づき、応援自治体が要した費用は特別交付税により措置されていると承知している。</p> <p>【参考】 罹災証明書等が活用される一例 給付：被災者生活再建支援金、義援金 融資：住宅金融支援機構融資、災害援護資金 減免・猶予：税、保険、公共料金、住宅ローン 現物支給：災害救助法に基づく応急仮設住宅、自宅の応急修理</p> |
| 235 | 八戸市、福島県、茨城県、ひたちなか市、栃木県、横浜市、川崎市、相模原市、長野県、上田市、名古屋市、豊橋市、半田市、豊田市、四日市市、八尾市、岡山県、倉敷市、広島市、愛媛県、福岡県、久留米市、熊本市、竹田市、宮崎県、宮崎市 | <p>○同一災害による被害からの復興、適用地域の平等性との観点においては、法の適用地域の拡充は必要とされるところだが、適用自治体の災害の規模を考慮した制度設計が必要と考えられる。令和2年5月末時点での当市の罹災証明書交付件数は約136,000件、うち約3割が半壊世帯、約6割が一部損壊世帯である。当市がこれまで実施してきた被災者アンケートでは、半壊及び一部損壊世帯についても、住宅被害の復旧に相当の費用を要する結果となっており、迅速な住宅再建の大きな障害となっていることが考えられる。</p> <p>○西日本豪雨災害において、当県では2,500世帯を超える半壊被害が発生した。県内全域が被災者生活再建支援法の適用区域となったものの、半壊等については法制度の支援が受けられないことから、県が市町と連携して独自に緊急支援金を予算化して支援を行った。生活再建に多額の費用を要することから、多数発生している半壊等の被害も支援対象とすることにより地域のコミュニティが確保されるため、制度改正が必要と考えられる。</p> | <p>被災者生活再建支援制度は、被災市町村や都道府県のみでは対応が困難な自然災害が発生した場合に、全都道府県の相互扶助及び国による財政支援により支援金を支給するものであるため、現行制度においては、1市町村で全壊が10世帯以上など、著しい被害を及ぼす自然災害が発生した場合に、全壊や大規模半壊等の重大な被害を受けた世帯に対して、支援金を支給しているところ。</p> <p>被災者生活再建支援法の適用となる災害による被災世帯を有する都道府県が、同災害で同法が適用されない世帯に対して、条例等に基づき独自支援制度で支援金を支給した場合、同法の範囲内で支給した額の5割を特別交付税で措置することとされている。</p> <p>また、昨年12月の臨時国会において半壊世帯のうち比較的大きな被害を受けた損害割合30%台の「中規模半壊世帯」を支給対象として追加する改正法案を提出、令和2年12月2日に可決・成立し、令和2年12月4日に公布・施行されたところ。</p> <p>なお、令和元年10月には、災害救助法の応急修理の制度を拡充し、一部損壊の住宅のうち損害割合が10%台の住宅について「準半壊」として支援の対象に追加しており、被害の程度に応じて切れ目ない支援を行うこととしている。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の 具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の 所管 ・関係府省 | 団体名 |
|------|----------------------|-----------|-------------------------------------|--|--|--|--------------------------|--------------------|-----|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | |
| 252 | B 地方 に対する 規制緩和 | 教育・ 文化 | 「学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金」の対象事業の自由度の拡大 | 「学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金」は、該当する7種の事業について要綱で定める対象経費の3分の1を国が補助するものであるが、全国自治体の申請額の総額が国の予算額を上回った場合には、国による査定が行われ、予算額の範囲内で各自治体への配当額が決定されている。査定に際しては、当市では実施計画中の学校運営協議会や地域学校協働本部の設置実績が加味されており、配当割合が年々減少している状況である。このような国の方針を間接的に強要されるような状況下では、各自治体は地域の特性や自由意思に基づいた事業展開ができないため、当補助金についての傾斜配当の是正を求める。 また、コミュニティ・スクールだけではなく、学校評議員等の学校・地域の連携構築に資する取組を査定の上で加味してほしい。 | 学校運営協議会の設置以外の方法で、学校と地域の連携を図っている自治体が査定の上で不利になり、十分な補助を受けられず、事業の実施に支障をきたす問題がある。 | 各自治体が地域の特性や自由意思に基づき、事業の展開が可能となる。 | 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱 | 文部科学省 | 熊本市 |

| 管理番号 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | | 回答欄(各府省) |
|------|--|---|--|
| | 団体名 | 支障事例 | |
| 252 | 茨城県、前橋市、千葉市、豊橋市、春日井市、豊川市、新城市、京都市、徳島県、愛媛県、長崎市、宮崎市 | <p>○放課後子ども教室や地域学校協働活動(学校支援)については、10年以上前から地域の実態に応じた形で事業に取り組み、子どもや学校、地域住民にとってなくてはならない存在になっているところも多くあるが、補助要件の追加により、仕組を変更していかななくてはならず、地域の実態に馴染まないと感じる地域住民も存在する。</p> <p>令和2年度から、コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働活動推進員の配置が補助要件となったため、それまで長年、放課後子ども教室を実施していた3市町が、学校運営協議会設置検討に着手できないことを理由に、補助対象から外れることとなった。</p> <p>地教法で定められている学校運営協議会の設置が要件のため、県立学校において地域と学校の連携・協働を進めているところにおいても、当補助金の対象にならず、国の他事業(地域との協働による高等学校教育改革推進事業)を活用している状況である。</p> <p>○令和2年度より、補助要件の設定として①コミュニティ・スクールの設置または導入に向けた具体的な計画があること②地域学校協働活動推進員の配置の両方の要件を満たすことが必要となった。①については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定する「学校運営協議会制度」とされているが、当市では同法第47条の5第7項の条文にある、いわゆる教員の人事に関する意見の部分に対して、当市独自の規則では「人事に関しては、教職員の構成及び配置に関する事項」として、同法の内容よりも人事に関する意見を制限している。昨年度までは、学校と地域が連携した事業については補助対象であったが、今年度より、同法に沿った「学校運営協議会制度」でなければ補助対象外となる可能性があることを課題としている。そのため、地域学校協働活動との一体的な推進を行うという目的が達成できる事業であれば、自治体独自の条例規則等による学校運営協議会制度も補助要件として認めていただくなど、柔軟な対応をお願いしたい。</p> <p>○当市においては、現在、「学校運営協議会」を設置している学校はないものの、今年度中に、4校が設置を目指している。一方で、「寺子屋事業」を全ての学校で実施し、令和元年度は、放課後子ども教室を38校が行うなど、学校運営協議会の設置以外の学校でも、多くの学校で地域と連携した取組を行っている状況である。</p> <p>したがって、今後、学校運営協議会の設置以外の学校が、十分な補助を受けられず、実施に支障をきたす可能性がある。</p> <p>○当市では当補助金で「放課後子供教室」を実施しているが、国の示すCSを導入していないため平成31年度から補助金の減額査定を受けている。また、今年度から国の示すCS導入の検討が補助要件に加わったことで、今後の検討次第で翌年度以降の放課後子供教室推進事業を縮小せざるを得ない。</p> | <p>地域や学校を取り巻く課題が多様化・複雑化する中、地域と学校が連携・協働しながら、子供たちの成長を支えていくため、国としてコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を進めているところである。</p> <p>当該事業については、学校運営協議会を設置していなければ補助対象としないという趣旨のものではなく、学校運営協議会の設置に向けて、各教育委員会において検討を行っていただくことを要件としているところである。</p> <p>この要件自体は、地教法第47条の5に規定されるとおり、各学校設置者である教育委員会が学校運営協議会の設置についての努力義務を負っていることにもとづいているものである。</p> <p>また、放課後子供教室も含めた地域学校協働活動を実施するにあたっては、地域と学校が連携・協働することが必要不可欠であることから、地域と学校の協議の場である学校運営協議会の設置について検討することは、活動を今後一層有意義にしていくために大変重要であると考えている。</p> <p>こうした考え方から、まずは各教育委員会において同法の趣旨に基づき、検討に着手いただくことを求めているものである。</p> <p>なお、地教法においても学校運営協議会における教職員の任用に関する意見について、どのような事項を対象とするか教育委員会規則で定めることができることとしており、柔軟化を図っているところである。</p> <p>また、査定については、国としては本事業により実施すべき事業内容や達成すべき目標等がある中で、予算の範囲内においてそれらに合致する取組に対して本補助金を支出することが適当であると考えている。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の 具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の 所管 ・関係府省 | 団体名 |
|------|----------------------|-----------|---|---|---|--|-------------------|--------------------|-----|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | |
| 253 | B 地方 に対する 規制緩和 | 教育・ 文化 | 学校統廃合に伴うへき地児童生徒援助費等補助金の遠距離通学費(スクールバス委託料)の補助期間の延長等 | 現在、学校統廃合に伴うスクールバスの運行に係る国庫補助金については、補助期間が5年となっており、その後は地方交付税で措置されるため、補助期間を延長していただきたい。 また、学校統廃合は、地区毎にまとまって行われることになるため、補助対象者を現行の通学距離4キロ以上に限るのではなく、スクールバスを利用する地区全体の児童を対象としていただきたい。 | 学校統廃合から5年間が経過し、国庫補助がなくなることで、地方自治体の財政負担が大きくなる。その結果、スクールバスの台数や1日の発着回数の削減、児童生徒の下校時刻に合わせた運行の見直しなどの検討が必要となる。 | 今後、学校統廃合の増加が見込まれる中、補助期間を延長することで、対象となる地域のインセンティブとして十分に機能する財政的措置となる。 | へき地児童生徒援助費補助金交付要綱 | 文部科学省 | 熊本市 |

| 管理番号 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | | 回答欄(各府省) |
|------|---|--|--|
| | 団体名 | 支障事例 | |
| 253 | 宮城県、福島県、栃木県、柏市、横浜市、相模原市、愛知県、名古屋市、新城市、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、広島市、徳島県、佐世保市 | <p>○当県でも、スクールバスを使用し通学している児童がおり、通学距離4キロ未満の児童については補助対象とならず、各自治体の負担となっている。</p> <p>通学距離要件を緩和または撤廃することで、今まで補助対象外であった児童が補助対象となり、各自治体の財政的負担の低減に繋がるため、当県でも賛同する。</p> <p>○当県においても補助期間経過による負担増の事例が起きている。</p> <p>例えば、県内のA市では、補助期間経過により、令和元年度補助確定額32,210千円に比べ令和2年度の補助内定額は20,801千円(△11,409千円)となっており、その分がA市の財政負担となっている。</p> <p>現行制度では、A市は令和4年度・令和6年度には現在の補助対象についても補助期間経過となり、全額市負担となる見通しである。</p> <p>A市では他にも学校統廃合が予定されていることから、今後の負担も確実に重くなっていくと考えられる。</p> <p>また、補助対象者についても、小学校4km・中学校6kmに加え、小学校2-4km・中学校4-6kmに対して1/2を補助対象とするなど、地区内の児童に対して段階的な補助へと緩和していただきたい。</p> <p>○学校の統廃合について議論をしていく際に、廃校になる地区の児童生徒の登下校については必ず保障を求められるが、財源不足により継続的な確約ができず、議論が進まない現状がある。</p> | <p>スクールバスの運行経費については自治体の標準的な行政経費として地方交付税による措置が講じられているところであるが、学校統合によって新たに遠距離通学を余儀なくされる児童生徒に対しては、国としては、例外的な対応として通学支援を行うこととし、統合時の児童生徒が卒業するまでの最長5年間を限度として、スクールバスの運行経費の一部を補助しているところである。それ以降については、恒久的な財源として地方交付税が措置されることから、文部科学省においては、補助期間の延長は困難であると考えている。</p> <p>通学距離については、適正な学校規模の条件を義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条2項において、「通学距離が、小学校にあつてはおおむね4km以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね6km以内であること。」と定めていることを踏まえ、児童生徒の通学距離が小学校で4km以上、中学校で6km以上とならざるを得ない場合においては、児童生徒の体力的・時間的な負担等に配慮し、へき地児童生徒援助費等補助金により、通学支援を行っているところであり、通学距離の要件の緩和については困難であると考えている。</p> |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の 具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の 所管 ・関係府省 | 団体名 |
|------|----------------------|-----------|--|--|---|---|--|--------------------|-----|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | |
| 255 | B 地方 に対する 規制緩和 | 教育・ 文化 | GIGAスクール構 想の実現 | 学校における1人1台の 端末を活用した教育の確 実な実現に向け、自治体 の多様な導入方式を立案 した仕組みとなるよう 「公立学校情報機器整備 費補助金」のうち、「公 立学校情報機器購入事 業」及び「公立学校情報 機器リース事業」につい て、Wi-Fi端末とLTE端末 の選択が可能となるよう 補助額を設定してほし い。 | 当市が導入しているLTE方式のタブレット端末は、Wi-Fi方式の場合に 必要となるネットワーク整備費が不要である一方、端末にモデムを搭 載するため約1.7万円増加し、通信費も必要となる。 現在のGIGAスクール構想の実現における端末の補助額(4.5万円)は Wi-Fiを想定したものであるため、LTE端末の導入には十分ではな い。 | 1人1台の整備において、各自治体が LTE方式のタブレット端末を選択するこ とで教室や学校内だけでなく、校外学習 や修学旅行等での活用が可能となる。ま た、不登校や病院内にいる児童生徒等 においても場所を選ばず使用することが でき教育効果が高い。さらに家庭への持ち 帰りの際でも家庭のネット環境に左右さ れることなく利用できる。 今般の新型コロナウイルスの影響で学校 が休校となった場合でも、LTEのタブ レット端末を持ち帰り、自宅のネット環 境の影響を受けることなく学校との遠隔 授業を受けることができる。 | 公立学校情報 機器整備費補 助金交付要綱 | 文部科学省 | 熊本市 |
| 259 | B 地方 に対する 規制緩和 | 医療・ 福祉 | 重心児には該当 しない医療の必 要な児童におけ る医療的ケアの 報酬の見直し | 重心児には該当しない医療的ケア児の受入れを促進するため、医療型短期 入所の基本報酬に係る対象要件拡大、及び障害児 通所支援事業所が医療的 ケア児の支援を評価した 加算を算定できる仕組み としてほしい。 | 重症心身障害児(以下、「重心児」という。)を対象とする事業所にお いて、重心児を受入れた場合の基本報酬は、重心児以外を受入れた 場合の2倍以上である。重心児に該当しないが医療的ケアが必要な児 童は、支援において配慮が必要にも関わらず、重心児以外の基本報酬 を算定することになるため、特に児童発達支援や短期入所支援におい て、医療的ケア児に係る受入れの妨げとなっている。 ・重心児以外の児童発達支援事業所と重心児を対象とする児童発達支 援事業所の基本報酬単位：重心児以外→利用定員が10人以下の場合 830単位 重心児→利用定員が5人の場合2,096単位、利用定員が10 人の場合1,068単位 ・福祉型短期入所と医療型短期入所の基本報酬単位：福祉型(福祉型 強化短期入所サービス費)→区分3の場合968単位、区分2の場合803 単位、区分1の場合699単位 医療型(医療型短期入所サービス費) →2,907単位 ※医療型短期入所の基本報酬に係る対象要件：重症心身障害児(重度 の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児) 具体的な支障例 ・視覚障害(全盲)、療育手帳A1 医療的ケアが必要で、てんかん持 ちの児童について、常に職員の付き添いが必要であるうえ、看護師が いる事業所でなければ受入れられないが、重心児には該当しないた め、当該児童は利用することができなかった。 上記のように、重心児には該当しない医療的ケア児が重心児を対象と する事業所を利用できにくい状況が生じている。 | 医療的ケアが必要な児童の受け入れ促進 に資するとともに、施設の安定的な経営 に資する。 | 障害者の日常 生活及び社会 生活を総合的 に支援するた めの法律に基 づく指定障害 福祉サービス 及び基準該当 障害福祉サー ビスに要する 費用の額の算 定に関する基 準(平成18年9 月29日厚生労 働省告示第523 号)、児童福 祉法に基づく 指定通所支援 及び基準該当 通所支援に要 する費用の額 の算定に關す る基準(平成 24年3月14日厚 生労働省告示 第122号) | 厚生労働省 | 熊本市 |

| 管理番号 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | | 回答欄(各府省) |
|------|--|---|--|
| | 団体名 | 支障事例 | |
| 255 | 旭川市、須賀川市、栃木県、前橋市、館林市、鎌倉市、新潟市、新城市、京都市、加古川市、佐世保市 | <p>○当県においても、1人1台整備のタブレット端末は、校外学習、院内学級での利用、及び今後発生しうる臨時休業時に、タブレット端末の自宅への持ち帰りが想定され、家庭のWiFi環境に左右されることなく学習支援を行う必要があるため。</p> <p>○当市が導入するLTE方式の一人一台端末は、Wi-Fi方式の場合に必要なネットワーク整備費用が不要である一方、端末にSIMを搭載する必要があり、その費用に一台当たり6,500円が別途必要となる。</p> <p>○当市においても1人1台の整備においてLTE方式のタブレットを選択している。理由は熊本市と同じく郊外学習等での活用や、不登校児童生徒へ場所を選ばない学習環境の提供、さらに持ち帰りの際でも、各家庭のネット環境に左右されることなく遠隔授業や学習等に活用できるという点が挙がる。</p> <p>しかしながら、LTEに係る経費はGIGAスクール構想における補助対象となっていないため、市の財政に大きな負担をかけているのが現状である。ぜひとも補助対象としていただき、コロナ禍による新しい生活様式の中で始まる学校教育に対応したICT環境を、市の財政に多大な負担をかけることなく、維持していきたいと考える。</p> <p>○当市において、特別支援学校のみLTEで考えているが、LTE端末は、Wi-Fi方式の場合に必要なネットワーク整備費用が不要である一方、端末にモデムを搭載するため、費用が増加し、通信費用も必要となる。</p> | <p>文部科学省では、「GIGAスクール構想の実現」において、2度の補正予算で合計4,610億円を計上しており、1人1台端末の整備については、LTE対応を含むどのような端末でも4.5万円の一定額を補助することとしており、LTE対応端末のSIMカード等を整備する際には、家庭学習のための通信機器整備支援のための予算や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することも可能である。</p> <p>他方で、令和元年3月に行った自治体ピッチでは、各事業者より、今回の端末整備事業において予算の補助対象で構成される基本パッケージ等のメニューをご提示いただいております。この中にはLTE対応端末も含まれている。</p> |
| 259 | 旭川市、宮城県、福島県、郡山市、いわき市、前橋市、船橋市、栃木県、世田谷区、神奈川県、横浜市、相模原市、小田原市、上田市、沼津市、豊橋市、犬山市、京都市、兵庫県、倉敷市、松山市、高知県、長崎市、宮崎市 | <p>○医療的ケアが必要な児童（以下、「医療的ケア児」という。）への支援を充実させるために、平成30年度の報酬改定により看護職員加配加算の創設等がされたものの、医療的ケア児を受け入れている児童発達支援・放課後等デイサービス事業所は少なく、主として重症心身障害児（以下、「重心児」という。）を受け入れる事業所において、重心児に該当しない医療的ケア児も受け入れているのが現状である。この場合、当該事業所は重心児以外の基本報酬を算定することになるため、重心児を受け入れた場合に比べて報酬が大幅に減額となっている。</p> <p>医療的ケア児の受け入れを促進するために、障害児通所支援事業所が、医療的ケア児を支援した場合に適切な報酬が得られる仕組みが必要である。</p> <p>○看護師が配置されている事業所は主として重症心身障害児を通わせる事業所に限られることから、医療的ケアが必要な児童は障害児通所支援を十分利用できていないのが現状である。医療的ケア児を受け入れた際に加算を算定できる仕組みにより、当市においても医療的ケア児の受け入れの促進に繋がると考えられる。</p> <p>○医療的ケア児の受入れのために看護師を配置したものの、コストがかかり運営が厳しくなる短期入所事業所があり、受入れ事業所の減少が懸念されるとの意見が、児童福祉法第56条の6第2項に基づき当市が設置した協議会において出されている。</p> <p>○福祉現場における看護師等の医療職の不足から、医療的ケア児が利用できる施設は限られている。報酬を見直すことで人材不足の解消を図り、医療的ケア児の受入を促進する必要がある。</p> <p>○気管切開しカニューレを装着している児童が多動のため放課後等デイサービスの受入れを断られ、医療機関に相談しても受け入れが困難だった事例がある。また、受入先がない場合は、重心児には該当しないが医療的ケアが必要な児童本人が、自宅以外で安心して過ごすことができる場所を確保することができず、併せて、介護をしている保護者の疲弊に繋がり、当該児童の成長に支障をきたす恐れがあるため。</p> <p>○当県内には、医ケア児の積極的受け入れを表明している事業所が11箇所あり、このような事業所の安定的な運営に資する報酬の見直しは必要と考える。</p> <p>○当自治体においても、知的障害のあるI型糖尿病や経管栄養を必要とする聴覚障害児で、血糖値管理や経管栄養といった医療的ケアが必要なため、看護師がいる事業所での受け入れが必要であったが、重症心身児ではないことから、利用に繋がらなかった事例がある。医療的ケア児等のケア内容に応じて必要な支援が提供され、これに見合ったサービス報酬が算定されるよう報酬改定が必要である。</p> | <p>令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、医療型短期入所サービス費の算定を行うための対象者要件について、一定の要件を満たす医療的ケアが必要な障害児を加える予定。</p> <p>また、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬区分に医療的ケア児を受け入れた場合の報酬体系を創設予定であり、医療的ケア児が地域において必要な支援を受けやすくなるようサービス提供体制を強化することとしている。</p> |